

令和8年度 川島中学校空調設備改修工事 (担い手確保型)

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録	16	M-07	空調設備 室外機置場平面詳細図
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	17	M-08	空調制御設備 系統図
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	18	M-09	空調制御設備 1階平面図
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	19	M-10	空調制御設備 2階平面図
05	機特-01・02	機械設備工事工事特記仕様書(1)(2)	20	M-11	空調制御設備 3階平面図
06	機特-03・04	機械設備工事工事特記仕様書(3)(4)	21	E-01	電気設備 受変電設備単線結線図
07	機特-05 電特-01	機械設備工事工事特記仕様書(5) 電気設備工事工事特記仕様書(1)	22	E-02	電気設備 分電盤結線図・系統図(改修図)
08	電特-02・03	電気設備工事工事特記仕様書(2)(3)	23	E-03	電気設備 室外機置場電源設備平面図
09	電特-04 建特-01	電気設備工事工事特記仕様書(4) 建築工事特記仕様書(1)			
10	M-01	付近見取図・配置図			
11	M-02	空調設備 機器表(更新前・更新後)			
12	M-03	空調設備 空調系統図			
13	M-04	空調設備 1階平面図			
14	M-05	空調設備 2階平面図			
15	M-06	空調設備 3階平面図			

		工事名 令和8年度 川島中学校 空調設備改修工事	図面番号 共-00	 <small>ミニマルデザイン一級建築士事務所 一級 徳島県知事登録 第11064号 〒776-0004徳島県吉野川市鴨島町中島205-1 一級建築士 第387008号 佐藤 健太郎</small>
設計 R7.09	竣工 R8.	図面名 表紙・図面目録	縮尺 1/- (A2:100%)	

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

令和8年度 川底中学校空調設備改修工事（担い手補修型）

2. 工事場所

吉野川市川島町原村

3. 建物概要

建物名称	校舎
構造・規模	RC造 地上3階
敷地面積	1,021㎡
延床面積	4,848㎡
消防法施行例別表第1の区分	7項 小学校・中学校・高等学校・大学等

4. 工事種目

種目	工事概要
機械設備工事	空調設備改修工事
電気設備工事	上記に伴う電気設備工事
建築工事	上記に伴う建築工事

5. 業者を考慮した工事

取巻による作業不能日数次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 23 日間
- 敷地地点： 環境省が公表する国土地方 通知 欠収 地点
- 気象状況により工期中に発生し、基準による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する国土地方 通知 欠収 地点におけるWSGI値が0.1以上となり、かつ発注者が契約工事単体で余作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算出し、日数に換算したものを1小数点以下第一位を四捨五入する。）が1日の日数から算し扣除した場合には、発注者は発注者へ上記の日数変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における騒音および熱中症対策に係る誘行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資料価格高騰に対する価格提議について(令和4(12.9)建設第886号)に基づく特別措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されておらず事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁官制総務修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標準仕様」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改修仕様」という。)
- 公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 水道建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物躯体工事共通仕様書(令和4年版)・尚解説 令和5年版
- 建築工事標準仕様書 令和4年版(以下「標準仕様」という。)
- 公共建築設備工事標準仕様書(空調設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 建築調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官庁官制官制総務修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

次の図書の優先順位は、次の順とする。

- 発注者からの指示によるもの
- 特記仕様書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む。)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実施データの取扱

- 発注者は、請負代金額が500万円以上の工事については発注・変更の日の工事訂正時に、工事実績情報データベース(リンク先)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期日までに入録機関に登録しなければならない。
 - 発注日は、発注後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 登録内容の更新時は、変更がなされた日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - リンク先は、工事の工事承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 訂正時は、速宜とする。
- なお、変更情報は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、該自作代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- 発注者は、実績登録完了後、発注者による「登録内容確認請求」が受注者へ届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時とした工事の開始14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

発注者は、契約書に基づき工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

発注者は、契約書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日は、契約書に明示した工事の日(特記仕様書において工事の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工前調査等

- 施工に先立ち、実地工程表、工事の総合計画をまとめた従合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承認を受けること。
- 上記の施工計画書とは、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工区、取手区、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承認を受けること。

7. 下請負人の選定

- 発注者は、本工事の一部を下請けにする場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、請負区域内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、該有資格者(設計金額)が1億円以上の工事については、請負区域内に主たる営業所を有するものと下請契約する場合は、案内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 発注者は、本工事の全部若しくは一部について、作業停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一級建築士及び建築師等入札参加資格審査要綱(昭和56年1月18日建設省告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者である。)
- 発注者は、下請契約を締結するときは、下請けに任用される技術者、技師労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正を整備されるよう、市場における労務の取替価格、保険料等を的確に反映した適正な額の賃金代金及び適正な工期等を定めた下請契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成
 - 発注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び下請負者通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に提出しなければならない。
 - 施工体系図の作成及び提示
 - 発注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、工事関係者が見やすい場所及び公表が見やすい場所に掲げなければならない。
 - 監理業者の記載
 - 発注者は、交通誘導警備員を記載するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
 - 監理業者の記載
 - 発注者は、土砂等を運搬する大型自車等を運搬するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
 - 施工体制台帳及び施工体系図の提示
 - 発注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日については、監督員が承認したときはこの限りではない。
 - 再下請負通知書を出発する者の書面の提示
 - 発注者は、再下請負通知書を出発する者の書面を、工事現場の公表が見やすい場所に提示しなければならない。
- 電気保安技術者等
 - 電気保安技術者以外の者とし、必要資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承認を受けること。
 - 専ら用電気工作物に係る工事の電気保安技術者とし、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種及び第2種電気工事士の資格を有する者とする。
 - 工事用電気設備の保安責任者を請負法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全管理

- 工事関係図書及び監督員からの指示された事項等については、施工に際して下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名刺を携帯すること。名刺には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法関係法令等に基づき行うこと。
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設用圧入機等安全規制措置要綱(平成5年1月12日 建設省第30号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に厳格に照準すること。
- 発注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(取扱い等)関係図表を含む「着手前確認調査」を監督員に提出し、監督員の承認を受けた後工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場合は、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、現形、構造等を確認しなければならない。
- 発注者は、工事着手前及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう注意を喚起しなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに施設の運用に支障がないよう、発注者の負担でその修復措置又は補償すること。
- 発注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)、又は貨物自動車から積む作業(ロープ掛けの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 発注者は、増設等貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から積む作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の名簿により行われなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 発注者は、搬送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、電線区間の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの積荷の下落し等について、走行前に振動の作業員により確認しなければならない。
- 発注者は、クレーン(クレーン装置)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納装置)を停止し、警報(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等、大きな車道を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業」を監督員に提出すること。
- 発注者は、工事期間中安全設備を行い、工事区域及びその周辺の警備あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における空路防止の観点から、資機材の保管状況等について併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由形式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 発注者は、高さ2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業員毎に「墜落防止シート(リフト)」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕緊急現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や落下物の懸架を利用しながらの直上階(天井)の施工は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承認を得た上で、指定した時間帯に行うこと。
- 発注者は、足場を設置する場合は積立、架設時において、作業前に施工手順を確認し、飛来や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、作業員等の越えのある木骨メッシュシート等の資機材については、足場の土に固定せず、高さ又は荷下ろしするまでは、着脱等により測定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想される場合は、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公共災害の事故リスクの対応方法について監督員と協議すること。
- 既設設備等を破壊された場合の停電、断水等の影響範囲及び復旧のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等の発生することを考慮し、施設休業日作業するなど、作業日と施設管理者と協議すること。

工事名：令和3年度「」県庁庁舎空調設備改修工事（追加）修築等

- 給水管道等の作業で給水管を破壊する恐れがある場合は、給水パイプの止水状態を確認するとともに、事故による漏水に備えて下水道や近隣の重要施設について養生や防護について協議すること。
- 発注者は、工事進行途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に速ちに通知しなければならぬ。

11. 撤去時の資機材撤去の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検しなうで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、輸砂等の輸送を伴う場合は、脱保備前と打合せを行い、交通安全に関する計画書、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、橋脚、安全施設等の設置場所その他交通安全上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設建築物に対して注意を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならぬ。

② 運搬による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下記異常者を指摘すること。
- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みを行わないこと
 - さし枠搬送車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし枠搬送車、不表示車から土砂等の目撃しを受けないこと
 - 建設発生土の処理及び荷物の積入に当たっては、下積車業者及び荷物の入業者の利益を不当に害さないこと
 - 過積載による違法運行により、遺棄または隠蔽された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等(※)：次にとおり行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物及び有価物と判断される物については、報告及び引渡しをします。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生资源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進条例その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。報告に表示しないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 産業廃棄物の種類ごとの処分については、各専門特記仕様書の1章「一般共通事項」産業廃棄物の処理、又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章「一般共通事項」建設発生土の処理による。
- 解体前に、説明書、裏付け及び運搬コンテナのFODの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、FODの運用の管理に及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業手続書を行う。窓窓サイクリック法に該当する機器については、窓窓サイクリック法により処理すること。
- 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式)の、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示がある場合は速ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならぬ。

② アスベスト

- 解体前に大気汚染防止法に基づきアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を調査等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
- 既存の分析調査結果の保存(※)：
おの「[5.1](#)」：
- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建設工事編)5.1及び関係法令により行うこと。
- 事前調査は、建築物の構造は建築調査(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
※同等の能力を有する者とは、(一)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものという。
- 受注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- その場合の分析方法は、JIS A 1421-1に基くこと。
- 結果を分析等調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へ結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- 調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公表が見やすい場所に掲示すること。
- 告示、指示は次のとおり行うこと。
- 事前調査結果の概要を公表が見やすい場所に掲示する。
- 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び関係者の見やすい場所に掲示する。
- 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立ち入り禁止について、作業場の見やすい場所に掲示する。

③ 建設サイクリック法通知済みの提示

- 受注者は、建設サイクリック法に基づき対象建設工事(特定建築物を有する建築物等)に係る解体工事又はその解体に特定建築資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設サイクリック法施行で定める基準以上のものにおいて、工事現場の公表が見やすい場所に工事着手日までに建設サイクリック法通知済証を提示し、工事終了の検査者が終了するまで保管しておかなければならない。また、「建設サイクリック法通知済証(提示後の完全写真に宛て納品の対象書類」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン(建設工事編)」に基づき提出すること。なお、「建設サイクリック法通知済証」は契約締結時から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設サイクリック法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づき建設業に関する事業を行う者の再生资源の利用に関する取組の基準となるべき事項を定める者(以下「建設業令第19号」第8条で規定される工事又は建設サイクリック法施行令第7条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート二次製品を含む、土、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を競争環境に搬入する場合(※)は、(一)日本建設情報統合センターのコープス・プラスにより再資源化計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づき建設業に関する事業を行う者の指定副産物に係る副産物の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める者(以下「建設業令第20号」第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事)において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は異質混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コープス・プラスにより再資源化計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルキーボードによる掲示も可)すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに内容を更新し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにコープス・プラスにより再資源化利用実績書及び再資源化利用促進実績書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実績書を工事完成後6年間保存すること。
- 受注者は、コープス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パダン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

(※)建設サイクリック法施行令第7条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート二次製品を含む、土、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を競争環境に搬入する場合(※)は、(一)日本建設情報統合センターのコープス・プラスにより再資源化計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づき建設業に関する事業を行う者の再生资源の利用に関する取組の基準となるべき事項を定める者(以下「建設業令第19号」第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事)において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は異質混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コープス・プラスにより再資源化計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルキーボードによる掲示も可)すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに内容を更新し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにコープス・プラスにより再資源化利用実績書及び再資源化利用促進実績書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実績書を工事完成後6年間保存すること。
- 受注者は、コープス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パダン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- 受注者は、土砂を再生资源利用計画書に記載した搬入先から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入先に交付しなければならぬ。

- 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生资源利用促進計画書の作成に当たって、建設発生土や工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の範囲その他の形質の変更に関して発注者等が行った土地の調査等、等の手続を状況、搬出先が適法規制法の許可地等であるか確認正であるかについて、法令等に基づき確認しなければならぬ。また、確認結果が再生资源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公表が見やすい場所に掲げなければならぬ。

工事名：令和3年度「」県庁庁舎空調設備改修工事(追加)修築等

- 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を伴う者に委託を行うとする。特に土工工事の計画がある場合は建設発生土の搬出に定められた事項等(搬出先、搬出先、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づき通知しなければならぬ。

- 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生资源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生资源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
- 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量を記録した書面を作成し、保存すること。また、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の1)~(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- 国又は地方公共団体が管理する場合(当該管理員が受領書を交付する場合)
- 他の建設現場で利用する場合
- ストックヤード運営事業登録規模以上の区に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- 本工事に使用する建築材料、設備材料等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工程別施工計画書及びその記号となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価基準」による記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価基準(最新版)」及び「設備材料等評価基準(最新版)」に記載品を指すものとする。

- 県産木材の原則使用
受注者は、工事目的物及び指定取扱で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特種の理由がある場合にはこの限りでない。

- 県産木材とは、「徳島県内の森林で育った木材」とのことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
(ア) 徳島県産材認定制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
(イ) (ア)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
受注者は、評価代金額が500万円以上の工事において、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならぬ。

- 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証(検査)」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 県内の森林から直接調達する場合、前項にない場合に木材調達元の産地及び採手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 薪材等(無材、葉成材、さば、乾燥積置材)、フローリング、再生木質ボード(パナソニックボード、機軸板、木質系セメント板)については、合法に採る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む)が行われたものを使用する。ただし、確認上、資材と正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。また、それらの木材又は薪の産地となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成16年7月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法性確認書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製材等が発注している者が締結済に平成19年4月1日より前に契約を締結していることを確認した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

- 薪材等(無材、葉成材、さば、乾燥積置材)、フローリング、再生木質ボード(パナソニックボード、機軸板、木質系セメント板)については、合法に採る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む)が行われたものを使用する。ただし、確認上、資材と正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。また、それらの木材又は薪の産地となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成16年7月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法性確認書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製材等が発注している者が締結済に平成19年4月1日より前に契約を締結していることを確認した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

- 県内産資材の原則使用
受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特種の理由がある場合にはこの限りでない。

- 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であること等を施工計画書に記載するものとする。また、評価代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。

- 県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
 - 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
 - 徳島県内の工場で加工、製造された製品
(注) ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
- 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
- 公共建築工事標準仕様書下の他業種する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

- 県内企業調達建材等の優先使用
受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者が調達した部材等(以下、「県内企業調達建材等」という。))を優先して使用するよう努めなければならぬ。また、県内企業調達建材等の原工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承認を得なければならぬ。

- 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の品質基準(建設副産物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項)に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項)に基づく資材の許可(以下、「許可」)で調達された再生砕石を原則として使用しなければならない。

- アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工学会再生アスファルト会」の品質基準を厳密に基づき工種認定を受けた県内の工場から出荷された資材を原則として使用しなければならない。

- 認定サイクリック製品の使用
受注者は、「徳島県サイクリック認定制度」に基づく徳島県認定「サイクリック」製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定サイクリック製品を使用した場合、発注者は工事完了まで「徳島県認定サイクリック製品等受領書報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(※)のものを満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、接着剤(ボンド、集積材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材)、ウレタン樹脂及び仕上り塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、電気材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びビスフェノールを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フルイソシアネート及びアクリルシアネート、エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、メチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、メチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ (※)及び(※)の建築材料等を使用し作られた集積、蓄積、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- 設計図書に規定が生じたり、標準の集積又は取合等の設備で設計図書に規定された設備又は不都合な場合が生じたときは、標準設備の「取替に対する協議等」による。
- 工事現場に監督員が常駐できない、かつ、説明など、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の意向に合わせ、工事に連続的に行うこと。
- 品質管理に、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。検査が管理職を外れるなど紛糾が生じた場合は、品質計画に示したかつて速やかな処理を施すこと。また、その原因を根拠し、再発防止のための必要な処置をとること。
- 施工にあたっては、設計図書に促して要する施工すること。不都合な工事等が発生した場合は、工事が進行済みであっても根本的に手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、発注者の責任において実施し、それに要する費用は発注者の負担とする。

工事名：令和5年度 川島中環状道路建設工事（仮称「環状路」）

- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を作成し、監督員の承認を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等により認められなかった工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する工機機械は、「排出ガス対策型建設機械特定要領（平成31.03.建設省経産省第249号 国土改正 平成24.4.1国土院第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度（公募課題）建設機械の排出ガスを低減の開発、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型式等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成19年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型式等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械で現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公営防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内部に同特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書、検査記録表）の写しを便用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴収委員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔監視の執行

- ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込2千万円未満の場合において、遠隔監視の実施を希望する場合は、「各施工書の遠隔監視に関する執行要領」に基づき遠隔監視を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込2千万円以上の場合において、「各施工書の遠隔監視に関する執行要領」に基づき遠隔監視を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って景観しやすい場所に設置すること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板（ポスター等）については、原簿木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。原簿木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「原簿材に対する県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から選ばれる技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するバスター・現場関係者が景観しやすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 - ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

- 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりしなければならない。ただし、特殊の理由がある場合はこの限りではない。
- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場作業中に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（仮設トイレ）」を設置しなければならない。
 - ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上4千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場作業中に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（仮設トイレ）」を設置しなければならない。
 - ③ 当初請負対象金額（設計金額）4千万円以上の工事

原則として「仮設トイレ」を設置しなければならない。また、現場作業中に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（仮設トイレ）」を設置しなければならない。
- 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
- （注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
- （注）仮設トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設の強化などが実施されて、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計専任所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者として定期的に確認すること。また、工事開始の前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これに準ずることがある。

当初請負対象額	一般入札工事	仮入札工事
3千万円未満	1回	1回
3千万円以上5千万円未満	1回	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

- （注）仮入札工事とは、個人札価格競争工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
- （注）一般入札工事とは、個人札工事以外の工事をいう。
- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮した工事の重要な時点で行うものとし、納付後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、調査対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去された工区に際し検査員による出来形等の確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図書

- ① 電子納品（対象）

受注者は、原則として「徳島県電子納品利用ガイドライン（総務省）」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること）。
- ② 提出書類
 - ・ 竣工図（製本3冊、電子データ2冊）（リス：監督員の指示による）
 - ・ 工事写真（電子データ2部）
 - ・ 使用材料一覧表（竣工図書表裏面に貼付、電子データ2部）
 - ・ 保金に関する資料
 - ・ その他監督員が指示する図書（必要書類）

工事名：令和5年度 川島中環状道路建設工事（仮称「環状路」）

- ⑧ 施工図は関係図面（データ発行）を修正して作成すること。施工図データが、関係図面（データ発行）を修正して作成し、PDF形式、SVG形式及びリジナル形式でCD-R等に保存すること。
- ⑨ 工事写真の電子データは完成写真、若手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状況が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形の写真で的確に確認できること。
- ⑩ 工事写真の撮影は、国土交通省大府省庁各庁建設部監修「各施工等写真撮影要領」によること。
- ⑪ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家にお願いし行うものとする。
- ⑫ 既存埋設管等の状況について、現場と位置の相違が発覚した場合は時工間に反映させること。

24. デジタル工事写真の小規模情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小規模情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承認を得たうえで、デジタル工事写真の小規模情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることが出来る。
- ② 対象工事は、徳島県OALS EOCホームページ掲載の「デジタル工事写真の小規模情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

25. 火災保険

- 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請求額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）
- ① 対象物

工事目的物及び工事材料（支那材料を含む）について付保する。
 - ② 付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

 - ・ 柱及び基礎工事
 - ・ コンクリート配管工事
 - ・ 屋外付帯工事
 - ・ その他実状を判断の上必要がないと認められた場合（外壁修繕工事等）
 - ③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、仮設構入工事については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
 - ④ 保費納付

工事完成期日に4日を加えた期日とする。なお、工期延長した場合には保険の期間も延長する。
 - ⑤ その他
 - ・ 付保する時期以降に発生事故を行う場合は、受注者は契約約款の標準の写しを出来高額の管轄に添付する。
 - ・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労働費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労働費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査業務に必要な情報を正確に記入し調査回答に提出する等、必要な協力をしなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後二訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労働費調査の対象工事となった場合に正前金調査票等の提出が行えるよう、労賃発生、労働区準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調査・保存する等日頃より整備している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人も含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 業方からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の竣工に際し、業方等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その規定する場合は、下請員から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の監督者に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の竣工に関して下請員が業方等からの不当介入を受けたときは、発注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」以下「約款」という（第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うなければならない）。
- ⑤ 受注者は、業方等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前述措置により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うなければならない。

28. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定められた日までに、事故報告書を作成し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

III. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- 1 本工事に必要な工事用電力、水などの管戸及び官公署への諸手続などの費用は本工事を含む。
官公署その他への届出手続等は(準任)1.1.3)により行う。なお、監理指針(1)1.1.3)を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程： 本工事に準じ定める。
・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、増設、適用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金： 本工事、別途
2 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
3 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事にて提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士が適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能士に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名刺等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

Table with 3 columns: 工事種目, 技能検定職種, 技能検定作業. Rows include 仮設, 鉄筋, コンクリート, 型枠, 鉄骨, 防水, タイル, 木, 扉扉及び引き, 金属, 左官, 運具, 塗装, 内装, 配管, 電気, 冷暖設備.

(注)表中○印の入った作業に係る技能士を本工事にて活用する。

3. 他工事との工事区分

要面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

4. 施工条件

施工条件は次のとおり。

- 1 工程および日中の作業時間等については、施設管理者と協議の上決定すること。
2 平日の授業中は、学校運営に影響のある騒音、振動、粉塵などを伴う作業を原則施工できない。休日においても学校管理者により作業中止の装置があれば従うこと。
3 学校運営に影響のある資機材の搬入・搬出、騒音、振動、設置物の保管、防水を伴う作業工程は、事前に学校管理者に承認を説明して承認を得ること。
4 その他の施工条件については、表出工程表および総合施工計画書の作成の際に施設管理者との協議の上決定して、適宜日程の確保および調整を行うこと。
5 工事着手前に改修範囲について、入念な現地調査をおこなうとともに、学校管理者へヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工要領等の作成に充分に活用すること。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、機材により適切に処理する。

① 廃棄物の処理

産業廃棄物の種類別に次の処分場を指定する。

Table with 7 columns: 種類, 処分許可業者の名称(処分区分), 産地, 所在地(処分地), 運搬距離(km), 処分費(税抜、円), 単位. Rows include コンクリート(粉砕), コンクリート(不砕), 金属(処分), ガラス, 木材, 廃プラ, 汚泥, 石膏ボード.

(注)表中「産地」欄に○印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
・ 上記以外の許可業者の処分場を処分しても差し支えないが、増設変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積額を求め、見積変更を行うことがある。
・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、譲渡の事情により優良産業処分業者以外の処分場を処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

② 建設発生土の処理

・ 機材に搬出し適切に処理。表土は機材を本工事で、行方(苗等)、行方なし、機材置き場なし

・ 機材内の指示場所(図示)に集積

なお、民間の搬出先指定等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

(最終処分場の指定)※表土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。

・ 処分場名： 所在地
・ 処分単価(税抜)： 円 運搬距離 kmを見込んで

③ 有価材の処理

・ 有価材(鉄骨・軽鋼骨)

・ 古物等に適切に処理すること。

6. 養生等

① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損壊した場合は、既成にないし補修する。

② 工事による影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。業者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

Table with 2 columns: 商品等名称, 注意事項

7. 機材の品質等

① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。

② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(5)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承認を受ける。

- 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

Table with 2 columns: 名称, 機材名・注記. Rows include ボイラー, 温水発生機, 冷凍機, 冷却塔, 空調機, 空気清浄機, 全熱交換機, 送風機, ホンパ箱, ダクト付属品, 自動制御, 衛生器具ユニット, タンク, 消火装置, 厨房機器, 換気機材.

- ⑧ 機器類は、図示する形状又は設置などの取付位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ⑨ 機材の検査に付試験については、仕様(注)4.3.5により行う。また、製造者に付いて試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 源工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事進捗部分の事前調査(支保物件の確認・確認を含む)及び工事関係者(施設管理係・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合調整

- ① 総合調整試験の項目は次のとおりとし、試験調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
(調整指針 参考資料 資料2 試験調整要領 2.1, 2.2, 2.3を参考にする。)
- ・ 重要調整 水圧調整 室内外空気の温度の測定 室内風速及びひたひたの測定
- ・ 飲料水の品質の測定 乾用排水の品質の測定 低圧屋内配線・弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計(施工指針)2014年版)

- ① 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重量及び設置場所に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。

- ・ 設計用水平地震力
機器の重量(注)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- ・ 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- ・ 施設の種類、地域係数
施設の種類 特定の施設 一般の施設 地域係数 1.0 0.9
- ・ 重要機器
給水機器、排水機器、防炎機器、監視制御装置、危険物貯蔵装置、火を使用する設備
- ・ 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び屋根	機盤	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水栓類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機盤	1.5	1.5	1.0	0.5
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水栓類	1.5	1.0	1.0	0.5
1階及び地下階	機盤	1.0	0.6	0.5	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.5
	水栓類	1.5	1.0	1.0	0.5

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は上層1階、7～9階の場合は上層2階、10～12階連の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
水栓類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100%以下の軽金属機器(機材の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で機材に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくてもよい。
- ③ 積り配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. 既存の埋め込みインサートおよび施工アンカー

既存の埋め込みインサートおよび施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 依拠物の選定には、既設の埋め込みインサート、あと施工の金属振張アンカーおなじ形又は換系系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
(室外機 室内機)
・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所数 対象機器、工法毎、径毎に対しておおよび階毎に3箇所とし、無作為に抜き取る。
- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する軽取付用のアンカーは金属振張アンカーおなじ形又は換系系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8841 溶融亜鉛めっきに規定するHDZ749以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- ② 施工場所を熱線探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に照らしを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 各種荷重計算

- ・ 屋上、庇等における機器

5. 配管工事

- ① 配管材料については、次による。

用途	名称	番号	備考
冷水・温水・温水	配管用産業用鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JAWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JAWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
蒸気(往)	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JAWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
蒸気(還)	圧力配管用炭素鋼管(黒 厚 40)	JIS G 3454	STP370
	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
油・油用通気	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP
	冷媒用耐熱性炭素鋼管	JGDA 0009	ポリエチレン保護材(難燃性)
空調用排水(屋内)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP(30φ以下はJIS K 6742を使用してもよい)
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給水(地中埋設)	水道用耐熱性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	HTVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JAWA K 116	SGP-VA(管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JAWA K 116	SGP-VB(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	PE管又は2P
	水道配水用ポリエチレン管	JAWA K 144	CF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	NSP 042	OVLP
排水(地中埋設)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水管用サイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 6767	RS-VU
給湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JAWA K 140	SGP-HVA(管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	ポリブチレン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニル管	JIS K 6776	HTVP
消火(地中埋設)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6766	
	消防用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	NSP 041	SGP-VS
ガス(地中埋設)	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)	JIS K 6774	SGP
ガス(地中埋設)	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)	JIS K 6774	SGP

- (注) 表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

- ② ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60φ以下の継手はSAS322による拡管式とする。
- ③ 冷媒管に使用する軟材被覆鋼管の断熱厚は、液管は10mm以上、ガス管は20mm以上とする。
- ④ 建築物導入部の貫取取付方法は、次による。

- ・ 給水配管、ガス配管
標準図(施工4、施工5:建築物導入部の貫取取付配管要領 (a)・(b)・(c))による。
※屋外埋設用配管にポリブチレン管を使用し、建築物導入部において異種管と接合する場合、点検口取(標準図[機材8]07C-1)を設け、変位収容長さとする。

- ・ 油配管
標準図(施工4、施工5:建築物導入部の貫取取付配管要領 (a)・(b)・(c))による。

- ⑤ 配管溶接部の非破壊検査は次による。
・ 要 (放射線透過検査 遠隔探査検査または磁粉探傷検査) 不要

※検査要の場合の抜取率は、標準仕様書による(%)とする。

- ⑥ 窓面に記載なき防振継手は、(合成ゴム製 ・ ペローズ形)とする。
- ⑦ 窓面に記載なき伸縮継手は、(ペローズ形 ・ スリッパ形)とする。
- ⑧ 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、口径50以下は青銅製、口径60以上はステンレス製とする。
- ⑨ 配管の吊り及び支持は、「仕様」及び「標準図」に従い行う。(仕様)2)2.4.1、(2.4.3)
- ⑩ 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のための山砂の層にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の改良土で埋め戻す。
- ⑪ 地中配管は次による。(仕様)2)2.7.1、監理指針(2)2.7.1、標準図[機材9])
・ 排水管
機材の当該事項に併い掘り戻しには再生クラッシュランを這り方に向かい敷き込み、突き固めた後、管をなみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の層で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の改良土(所定)の埋め戻しを行う。
・ 排水管以外
管の保護のため山砂の層にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の改良土で埋め戻し、埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。

- ⑫ 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠蔽前、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(仕様)2)2.9.1)

6 保潔・塗装工事

① 保温工事

- ・空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換機の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
- ・屋外用排気ダクトの断熱(屋外側)
 - ・材質：IX(又はH(IX))
 - ・行わない
- ・断熱材の種類・管径の保温は表は次のとおり。

適用箇所	保温外装材	施工種別	保温材	備考
屋内露出	合成樹脂製カバ	A1	(IX)	グラスウールにて成形とする。
	保温化粧ケース(耐油性樹脂製)			
○ 屋外露出	ステンレス製板	E2	(IX)	グラスウールにて成形とする。
	溶融亜鉛アルミニウム合金鉄板(JIS G 3321)	E3	(IX)	グラスウールにて成形とする。
	保温化粧ケース(ステンレス鋼板製)			
	保温化粧ケース(高配電めっき鋼板製(JIS G 3323))			

- ・製造管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標仕(2)3.1.4の温水管の項による。
- ・建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕(2)3.1.4の温水管の項による。
- ・空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕(2)3.1.5の排水管の項による。
- ・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- ・消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- ・給水用配管でポンプ廻りの放熱継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。

② 塗装工事

- ・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき及び合板(側面)の塗装は行わない。
 - (屋内隠れい部分)
- ・機械室、隠れい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
- ・屋内、屋外及びバルコニー内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっきHDZT40と同様の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- ・電気通信ケーブルにカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

7. その他共通事項

① 支持金物等

- ・屋外及びバルコニー内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっきHDZT40と同様の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

② 用途等の表示

- ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕(1)1.7.4)
- ・なお、屋外及び水気のある場所(併内等を含む)での機器の名称・配管表示等については、塗装層又は高機シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル系で文字等がバルブの印刷又はエッチング加工されたものとする。

③ 電線配線、計装配線等

- ・使用する電線及びケーブルは、標仕(4)1.5.1 表4.1.14による他、製造者の標準仕様による。なお、FM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 関連工事

1 仮設工事

① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

- ・既存電力利用(出来る) 出来()、電力料金(有償) 無償()
- ・既存用水利用(出来る) 出来()、用水料金(有償) 無償()

② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。

- ・同用地は、(明示の場所) (用意していないので業者にて) 設けること。
- ・同用地に列する用地借料を (内覧見込) する。

③ 交通誘導等の設置

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、明示する場所に配置すること。

- 1) 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている) (義務付けられていない)
- 2) 警備員は、毎 () 人、() 人、() 人、() 人、() 人、() 人、() 人、() 人を見込んでおく。
- 3) 警備業法を遵守するとともに、発注者は交通誘導警備員の記号T1証書及び合格証書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 4) 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- 5) 発注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ提出しなければならない。

④ 足場その他

足場及び作業橋台の種類を (本工事で設置する) (要通工事が必要とするものを併用して使用する) 。

・外部足場(図示の通り)

足場を設置する場合は、原則として「まずり先行工法に関するガイドライン(標仕2.2.4)の別紙1」準ずる先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)準ずり懸架方式により行うこと。ただし監督員の承認を得た場合は、(3)準ずる先行専用足場方式により行うことができる。

・内部足場(図示の通り)

4章 空調設備・換気設備

1. 配管口径

フレキシブルの横走り管の口径は、原則として1/100とする。

2. パネル型空気調和機(マルチ形、ルームエアコン、ガスファンヒーターポンプ式空気調和機を含む)

- ① 冷媒管口径、電気配線径は製造者の標準仕様とする。
- ② 屋内機、屋外機間の電気配線(アース共)は冷媒管と共通とする。
- ③ 冷媒はオンプレック破壊係数ゼロのものとする。
- ④ 補助電気ヒーター又は加湿器を接続する場合は、送風機とインターロックする。
- ⑤ 屋外機の防護措置は、図示による。

Ⅷ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕(1)1.13)により行う。なお、監理指針(1)1.13を参考とする。
 - ・自家用電気工作物の保安規程(本工事に關し定める) (既存施設の保安規程を適用(改修・修繕等))
 - ・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - ・本受電後引渡までの基本料金(本工事) (別途)
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な契機材及び労務等は本工事に提供する。

2. 技能士

技能士の適任については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定することとする。技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能士に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、異が指定した内容を記載した名刺等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋立て作業
コンクリート	コンクリート圧入作業	・ コンクリート圧入工
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FIB防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
大工	屋架大工	・ 大工工事作業
屋根及びい	建築板金	・ 内外装板金作業
	むねらき	・ かわらきき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
運集	運集製作	・ 木製器具手加工作業 ・ 木製器具機械加工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
	ガラス貼付	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ホード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	塗装	・ 器具作業 ・ 壁紙作業
配管	配管	・ 建築配管作業
断熱	断熱	・ 断熱工事作業
冷暖設備	冷暖空気調和機器施工	・ 冷暖空気調和機器施工

(注)表中の印の入った作業に係る技能士を本工事に活用する。

3. 施工区との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別添「工事区分表(参考)」による。

4. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程および日中の作業時間等については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 平日の授業中は、学校運営に影響のある騒音、振動、粉塵などを伴う作業を原則施工できない。休日においても学校管理者により作業中止の要旨があれば従うこと。
- ③ 学校運営に影響のある資機材の搬入・搬出、騒音、振動、建設物の荷降、断水を伴う作業工程は、事前に学校管理者に概要を説明して承認を得ること。
- ④ その他の施工条件については、実施工程表および総合施工計画書の作成の際に施設管理者と協議の上決定して、適宜日程の承認および実施を行うこと。
- ⑤ 工事着手前に改修範囲について、入念な現地調査をおこなうとともに、学校管理者へヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分に活用すること。

3章 その他

1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がTL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

Table with 4 columns: 名称 (Name), 取付点 (Mounting Point), 取付高 (mm) (Mounting Height), 備考 (Remarks). Rows include electrical items like switches and outlets, and mechanical items like fans and sensors.

2. 配線記号等

- 1) SM-EPケーブルにて、4芯以上の配線を施設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
2) 図面に明記なき配線は次のとおりとする。
(1R) (5P2) ... 厚紙電線管(JIS C 8305「絶縁電線管」によるもの)を示す。
(1R) (2S) ... PF管(絶縁管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
(1R) (2S) ... 押し出し電線管(JIS C 8305「絶縁電線管」によるもの)を示す。
3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

III. 建築工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程および日中の作業時間等については、施設管理者と協議の上決定すること。
② 平日の授業中は、学校運営に影響のある騒音、振動、粉塵などを伴う作業を原則施工できない。休日においても学校管理者により作業中止の要請があれば従うこと。
③ 学校運営に影響のある資機材の搬入・搬出、騒音、振動、既設建物の停電、断水を伴う作業工程は、事前に学校管理者に概要を説明して承諾を得ること。
④ その他の施工条件については、実施工程表および総合施工計画書の作成の際に施設管理者と協議の上決定して、適宜日程の確認および調整を行うこと。
⑤ 工事着手前に改修範囲について、入念な現地調査をおこなった上、学校管理者へヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に充分に活用すること。

2章 仮設工事

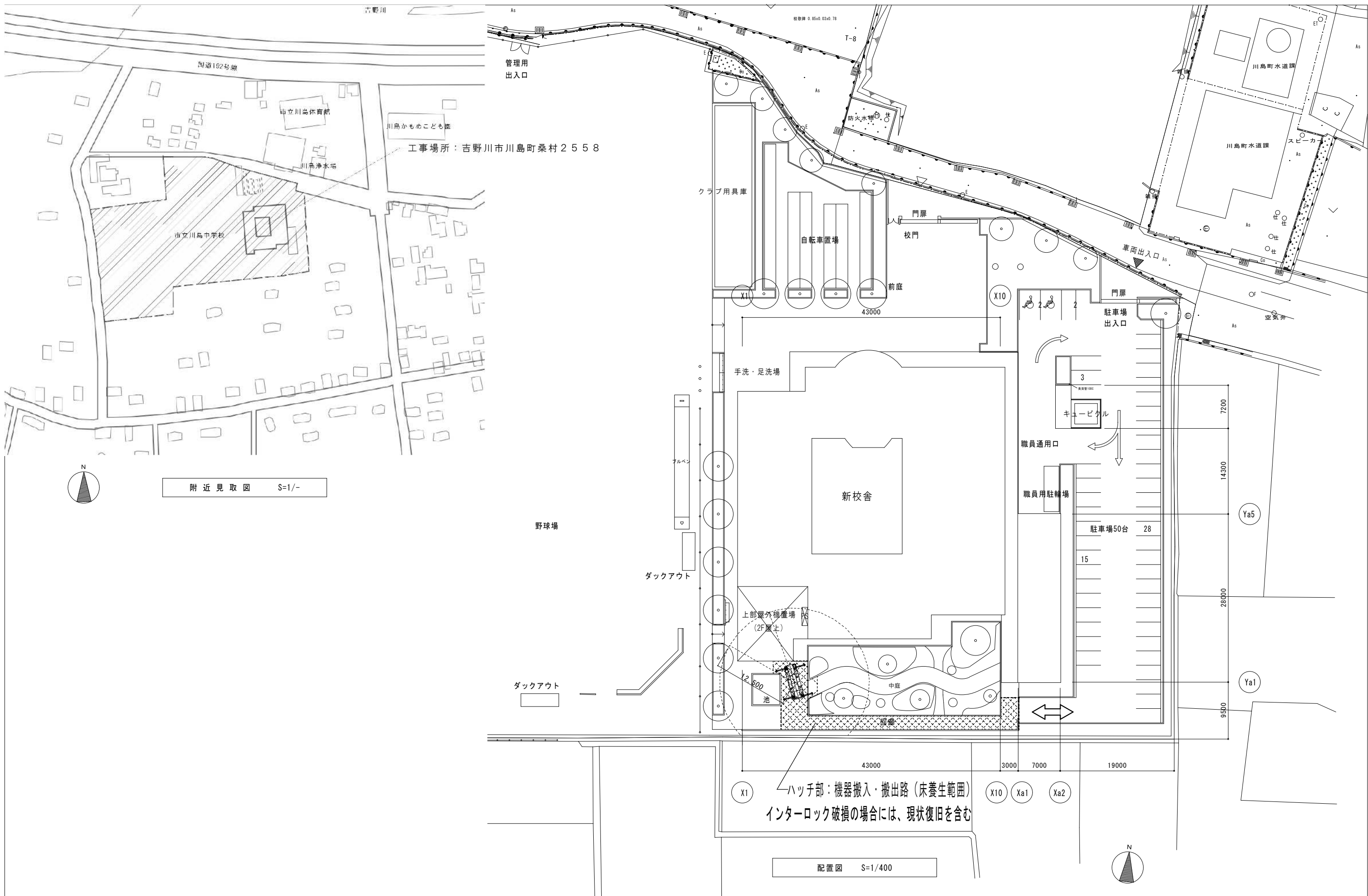
1. 足場等

- 1) 仮設材料及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
1) 労働安全衛生法に基づき採定規格
2) (一社)仮設工業会の認定基準
また、原主労働者の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適正工場制度」による全線工場及び指定工場等の活用に関与とともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
2) 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(相立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移動、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。
届け出を要した場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
3) 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に監理課指定の足場チェックシートを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
4) 外部足場(図示の通り)
・壁つなぎ間隔(水平方向)：m以下、鉛直方向：m以下
・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(様式2.2.4)の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)「手すり配置方式」により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、「手すり先行専用足場方式」により行うことができる。
5) 内部足場(図示の通り)
・壁つなぎ間隔(水平方向)：m以下、鉛直方向：m以下
6) 仮囲い(図示の通り)
7) ゲート(有・無 図示の通り)
8) 足場等の設置業者は、関係工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
9) 足場等を無償使用する事業者は、設置業者の指示に従うこと。
10) 受け手は、つり足場・ゴンドラのつり足場を除く。張出し足場又は高さ6メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業三位者を確保し、その氏名、職階を明示すること。
11) その他

3章 金属工事

1. 軽鋼構造天井下地

- 1) 野縁などの棟筋、屋内19形、屋外25形とし、欄仕 表14.4.1による。
2) 耐震性を考慮した構造として、各室内隅に棟止めを設けること。
3) 空調機器の割付が既存の設置位置と異なる場合は次による。
・既存開口はまわりの下地に合わせまわりの下地と同材で補強する。
・新設の空調機器の開口のために、軽鋼または野縁梁を切断する場合は同材で補強する。
4) グラウトによって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。
5) つりボルトにおいて既存インサートおよびあと施工アンカーを設ける場合は
6) 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。
7) 屋外の軒、土留等の際の天井における耐震性を考慮した補強は図示による。



附近見取図 S=1/-

配置図 S=1/400

工事名 令和8年度 川島中学校
空調設備改修工事

図面番号 M-01

MINIARU DESIGN

ミニマルデザイン一級建築士事務所
一級 徳島県知事登録 第11064号
〒776-0004徳島県吉野川市鴨島町中島265-1
一級建築士 第387008号 佐藤 健太郎

設計 2025.09

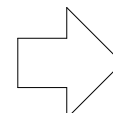
竣工 R8.

図面名 付近見取図・配置図

縮尺 1/-, 1/800
(A2: 100%)

空調機器表 (更新前)

記号	名称	機器仕様	台数	冷房負荷 Kw	暖房負荷 Kw	圧縮機 kW	消費電力		電源 φ-V	防振	リモコン数量	設置場所
							冷房 (Kw)	暖房 (Kw)				
1HP-101	水蓄熱空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+水蓄熱槽	1	45.0 (15HP)	43.0	(2.3x2)+(1.4x2)	10.83 11.28 (非蓄熱)	10.96	3-200	C		屋上
1HP-101-1	同上室内機	天理カセット2方向	8	4.5 (1.6HP)	5.0	-	0.076	0.076	1-200	A	2	1F 職員室
1HP-102	水蓄熱空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+水蓄熱槽	1	45.0 (16HP)	43.0	(2.3x2)+(1.4x2)	10.83 11.28 (非蓄熱)	10.96	3-200	C		屋上
1HP-102-3	同上室内機	天理カセット2方向	4	3.6 (1.25HP)	4.0	-	0.070	0.070	1-200	A	1	1F 保健室
1HP-102-4	同上室内機	天理カセット4方向	1	3.6 (1.25HP)	4.0	-	0.020	0.020	1-200	A	1	1F 事務室
1HP-102-5	同上室内機	天理カセット2方向	1	2.2 (0.8HP)	2.5	-	0.070	0.070	1-200	A	1	1F 放送室
1HP-102-6	同上室内機	天理カセット2方向	1	3.6 (1.25HP)	4.0	-	0.070	0.070	1-200	A	1	1F スタジオ
1HP-102-7	同上室内機	天理カセット4方向	4	4.5 (1.6HP)	5.0	-	0.022	0.022	1-200	A	2	1F 校長室
1HP-103	水蓄熱空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+水蓄熱槽	1	45.0 (16HP)	43.0	(2.3x2)+(1.4x2)	10.83 11.28 (非蓄熱)	10.96	3-200	C		屋上
1HP-103-1	同上室内機	天理カセット4方向	2	5.6 (2HP)	6.3	-	0.026	0.026	1-200	A	1	1F 特別支援教室
1HP-103-2	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	1F 普通教室(中)
1HP-103-3	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	1F 生徒会室
1HP-201	水蓄熱空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+水蓄熱槽	1	56.0 (20HP)	50.0	(2.3x2)+(2.3x2)	12.32 12.48 (非蓄熱)	12.28	3-200	C		屋上
1HP-201-1	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	2F 普通教室(西)
1HP-201-2	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	2F 多目的室
1HP-201-3	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	2F 特別支援教室
1HP-301	水蓄熱空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+水蓄熱槽	1	56.0 (20HP)	50.0	(2.3x2)+(2.3x2)	12.32 12.48 (非蓄熱)	12.28	3-200	C		屋上
1HP-301-1	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	3F 普通教室(西)
1HP-301-2	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	3F 普通教室(中)
1HP-301-3	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	3F 特別支援教室
-	水蓄熱用タイマースイッチ (蓄熱リモコン+ウィークリタイマー)		1	-	-	-	-	-	-	-	1	屋上
-	集中リモコン		2	-	-	-	-	-	1-100	-	2	1F 職員室
特記事項 (更新前: 建築当時分) 1. 能力はJIS条件値とする。 2. 機器電気容量は参考とする。(60Hz) 3. 冷媒はR410Aとする。 4. 室内外機の制御配線は本工事とし、冷暖配管と共巻とする。 5. リモコンは全てワイヤードとし、リモコンスイッチの取付と同配管配線工事は本工事とする。 6. 防振: A-防振吊金物、B-ゴムパッド防振、C-コイルスプリング防振 7. 室内機は全てドレンアップメカ共とする。 8. フィルター仕様はメーカー標準品とする。												



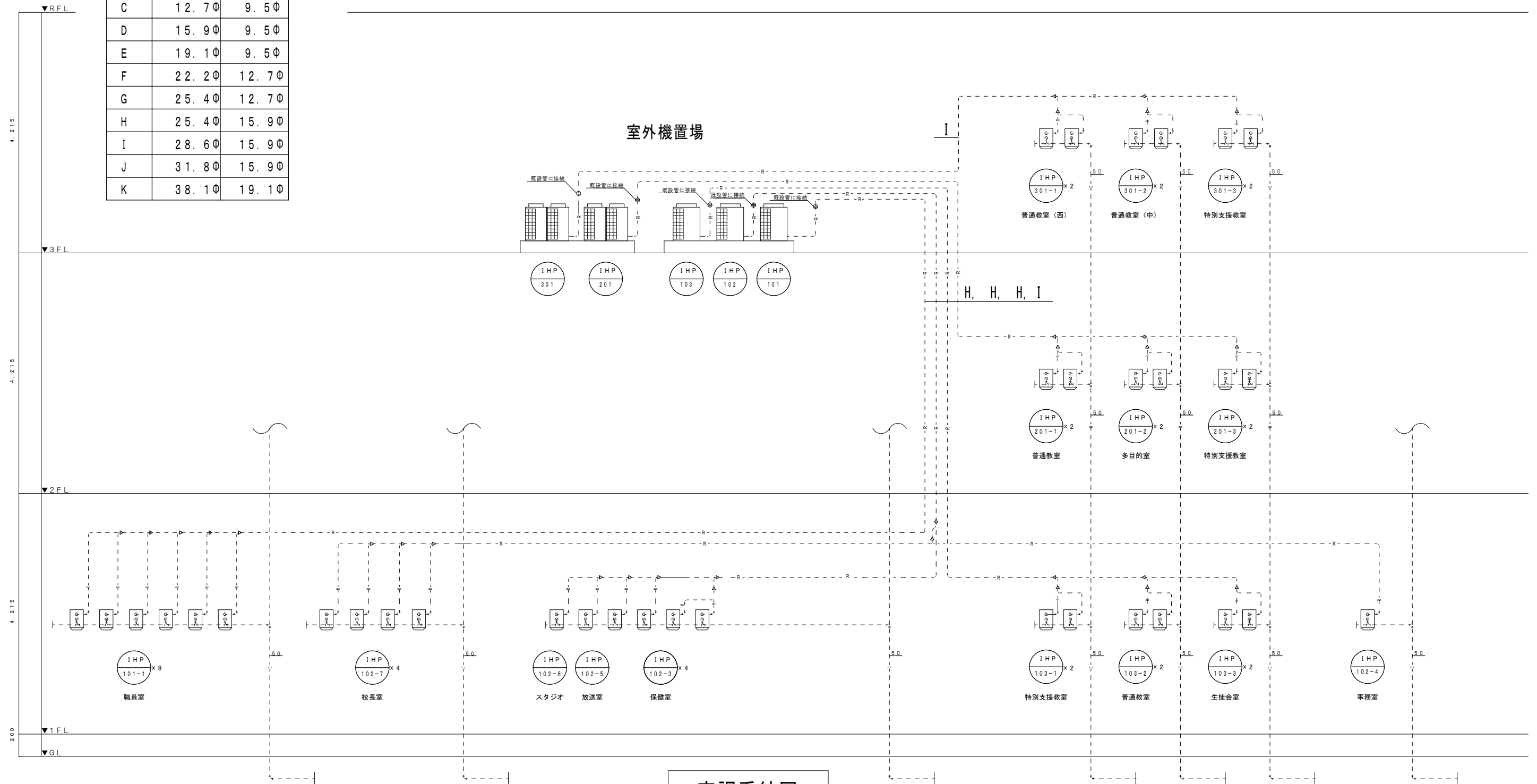
空調機器表 (更新後)

記号	名称	機器仕様	台数	冷房負荷 Kw	暖房負荷 Kw	圧縮機 kW	消費電力		電源 φ-V	防振	リモコン数量	設置場所
							冷房 (Kw)	暖房 (Kw)				
1HP-101	空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+アクティブフィルター	1	45.0 (16HP)	50.0	(7.07x2)+(1.00x2)	17.50	16.30	3-200	C		屋上
1HP-101-1	同上室内機	天理カセット2方向	8	4.5 (1.6HP)	5.0	-	0.060	0.060	1-200	A	2	1F 職員室
1HP-102	空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+アクティブフィルター	1	45.0 (16HP)	50.0	(7.07x2)+(1.00x2)	17.50	16.30	3-200	C		屋上
1HP-102-3	同上室内機	天理カセット2方向	4	3.6 (1.25HP)	4.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	1F 保健室
1HP-102-4	同上室内機	天理カセット4方向	1	3.6 (1.25HP)	4.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	1F 事務室
1HP-102-5	同上室内機	天理カセット2方向	1	2.2 (0.8HP)	2.5	-	0.060	0.060	1-200	A	1	1F 放送室
1HP-102-6	同上室内機	天理カセット2方向	1	3.6 (1.25HP)	4.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	1F スタジオ
1HP-102-7	同上室内機	天理カセット4方向	4	4.5 (1.6HP)	5.0	-	0.060	0.060	1-200	A	2	1F 校長室
1HP-103	空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+アクティブフィルター	1	45.0 (16HP)	50.0	(7.07x2)+(1.00x2)	17.50	16.30	3-200	C		屋上
1HP-103-1	同上室内機	天理カセット4方向	2	5.6 (2HP)	6.3	-	0.060	0.060	1-200	A	1	1F 特別支援教室
1HP-103-2	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	1F 普通教室(中)
1HP-103-3	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	1F 生徒会室
1HP-201	空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+アクティブフィルター	1	56.0 (20HP)	63.0	(9.05+4.95)+(1.0x2)	18.09	16.79	3-200	C		屋上
1HP-201-1	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.048	0.048	1-200	A	1	2F 普通教室(西)
1HP-201-2	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	2F 多目的室
1HP-201-3	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	2F 特別支援教室
1HP-301	空冷ヒートポンプ マルチエアコン	室外機+アクティブフィルター	1	56.0 (20HP)	63.0	(9.05+4.95)+(1.0x2)	18.09	16.79	3-200	C		屋上
1HP-301-1	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	3F 普通教室(西)
1HP-301-2	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	3F 普通教室(中)
1HP-301-3	同上室内機	天理カセット4方向	2	9.0 (3.2HP)	10.0	-	0.060	0.060	1-200	A	1	3F 特別支援教室
-	電源ユニット		2	-	-	-	-	-	-	-	2	屋上
-	集中リモコン(タッチスクリーン)		2	-	-	-	-	-	1-100	-	2	1F 職員室
特記事項 (更新後: 今回工事分) 1. 能力はJIS条件値とする。 2. 機器電気容量は参考とする。(60Hz) 3. 冷媒はR410Aとする。 4. 室内外機の制御配線は本工事とし、冷暖配管と共巻とする。 5. リモコンは全てワイヤードとし、リモコンスイッチの取付と同配管配線工事は本工事とする。 6. 防振: A-防振吊金物、B-ゴムパッド防振、C-コイルスプリング防振 7. 室内機は全てドレンアップメカ共とする。 8. フィルター仕様はメーカー標準品とする。												

《冷媒配管サイズ》

記号	配管サイズ	
	ガス管	液管
A	9.5Φ	6.4Φ
B	12.7Φ	6.4Φ
C	12.7Φ	9.5Φ
D	15.9Φ	9.5Φ
E	19.1Φ	9.5Φ
F	22.2Φ	12.7Φ
G	25.4Φ	12.7Φ
H	25.4Φ	15.9Φ
I	28.6Φ	15.9Φ
J	31.8Φ	15.9Φ
K	38.1Φ	19.1Φ

室外機置場



空調系統図

工事名 令和8年度 川島中学校
空調設備改修工事

図面番号 M-03

設計 R7.09

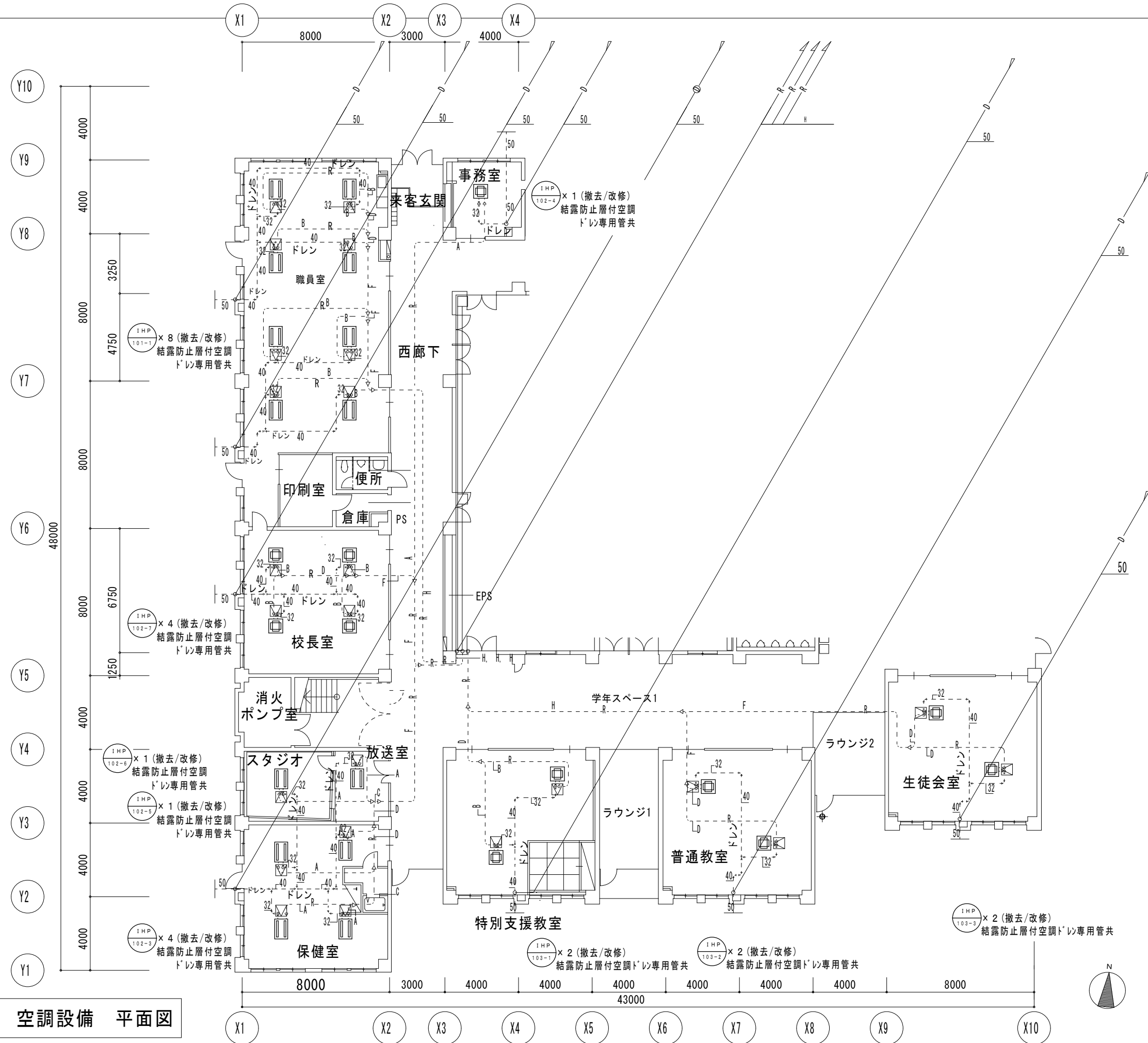
竣工 R8.

図面名 空調設備 空調系統図

縮尺 1/-
(A2:100%)

MINIARU DESIGN

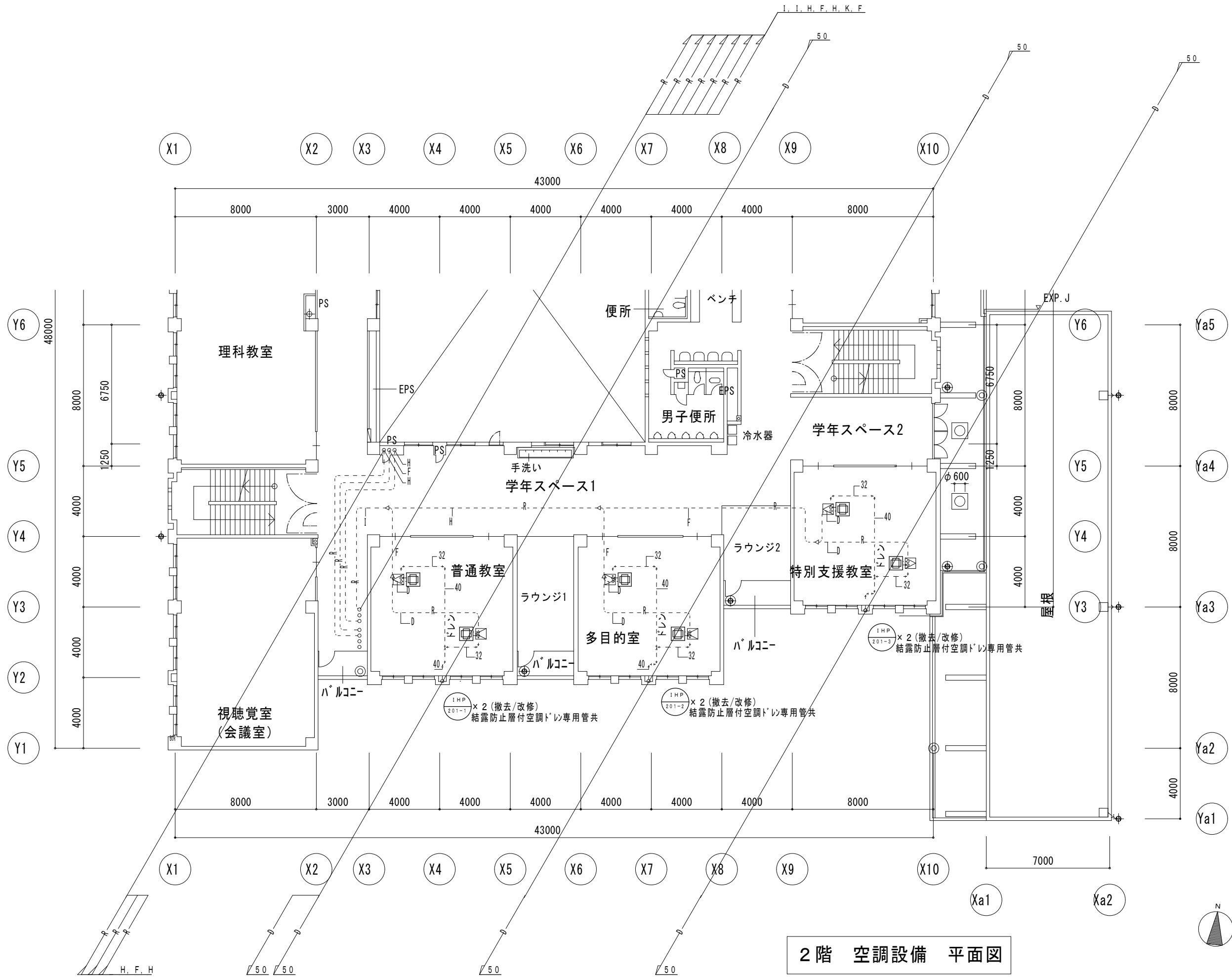
ミニマルデザイン一級建築士事務所
一級 徳島県知事登録 第11064号
〒776-0004徳島県吉野川市鴨島町中島205-1
一級建築士 第387008号 佐藤 健太郎



1階 空調設備 平面図

《冷媒配管サイズ》

記号	配管サイズ	
	ガス管	液管
A	9.5φ	6.4φ
B	12.7φ	6.4φ
C	12.7φ	9.5φ
D	15.9φ	9.5φ
E	19.1φ	9.5φ
F	22.2φ	12.7φ
G	25.4φ	12.7φ
H	25.4φ	15.9φ
I	28.6φ	15.9φ
J	31.8φ	15.9φ
K	38.1φ	19.1φ

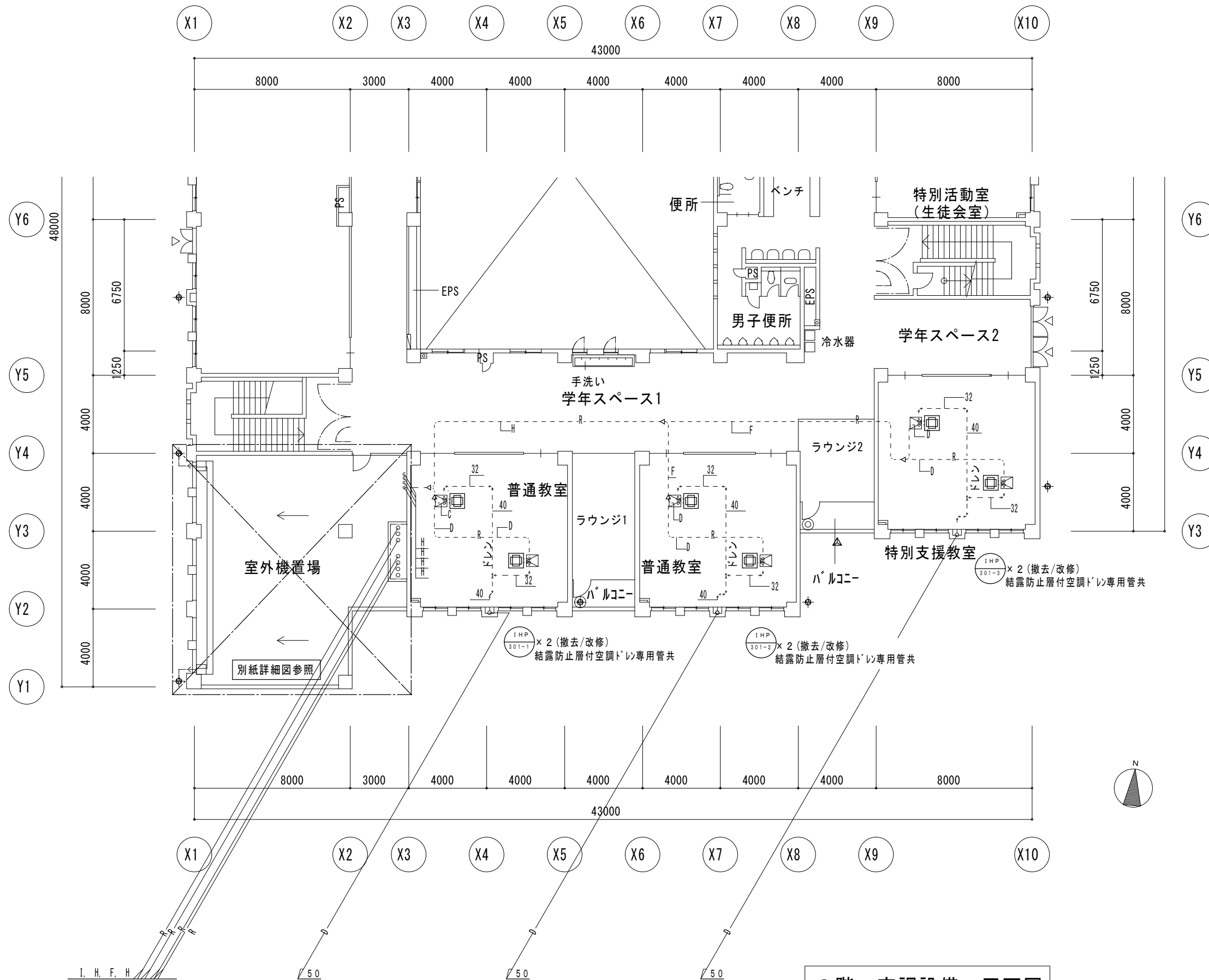


2階 空調設備 平面図

《冷媒配管サイズ》

記号	配管サイズ	
	ガス管	液管
A	9.5φ	6.4φ
B	12.7φ	6.4φ
C	12.7φ	9.5φ
D	15.9φ	9.5φ
E	19.1φ	9.5φ
F	22.2φ	12.7φ
G	25.4φ	12.7φ
H	25.4φ	15.9φ
I	28.6φ	15.9φ
J	31.8φ	15.9φ
K	38.1φ	19.1φ

※室外機置場の一部を除き、冷媒配管は既存利用



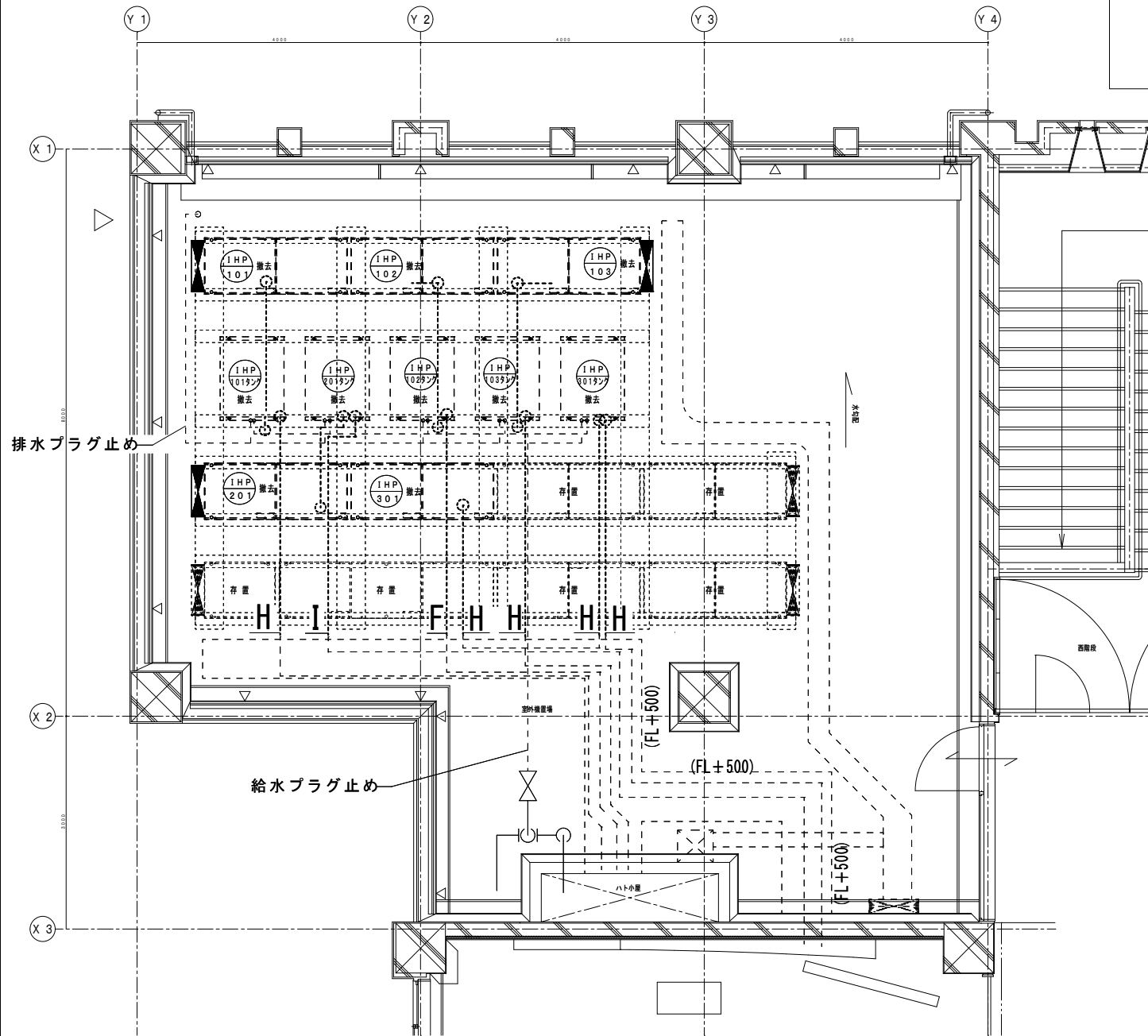
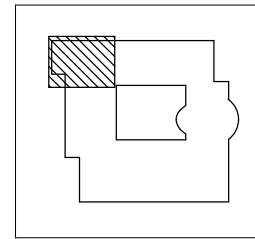
《冷媒配管サイズ》

記号	配管サイズ	
	ガス管	液管
A	9.5φ	6.4φ
B	12.7φ	6.4φ
C	12.7φ	9.5φ
D	15.9φ	9.5φ
E	19.1φ	9.5φ
F	22.2φ	12.7φ
G	25.4φ	12.7φ
H	25.4φ	15.9φ
I	28.6φ	15.9φ
J	31.8φ	15.9φ
K	38.1φ	19.1φ

※室外機置場の一部を除き、冷媒配管は既存利用

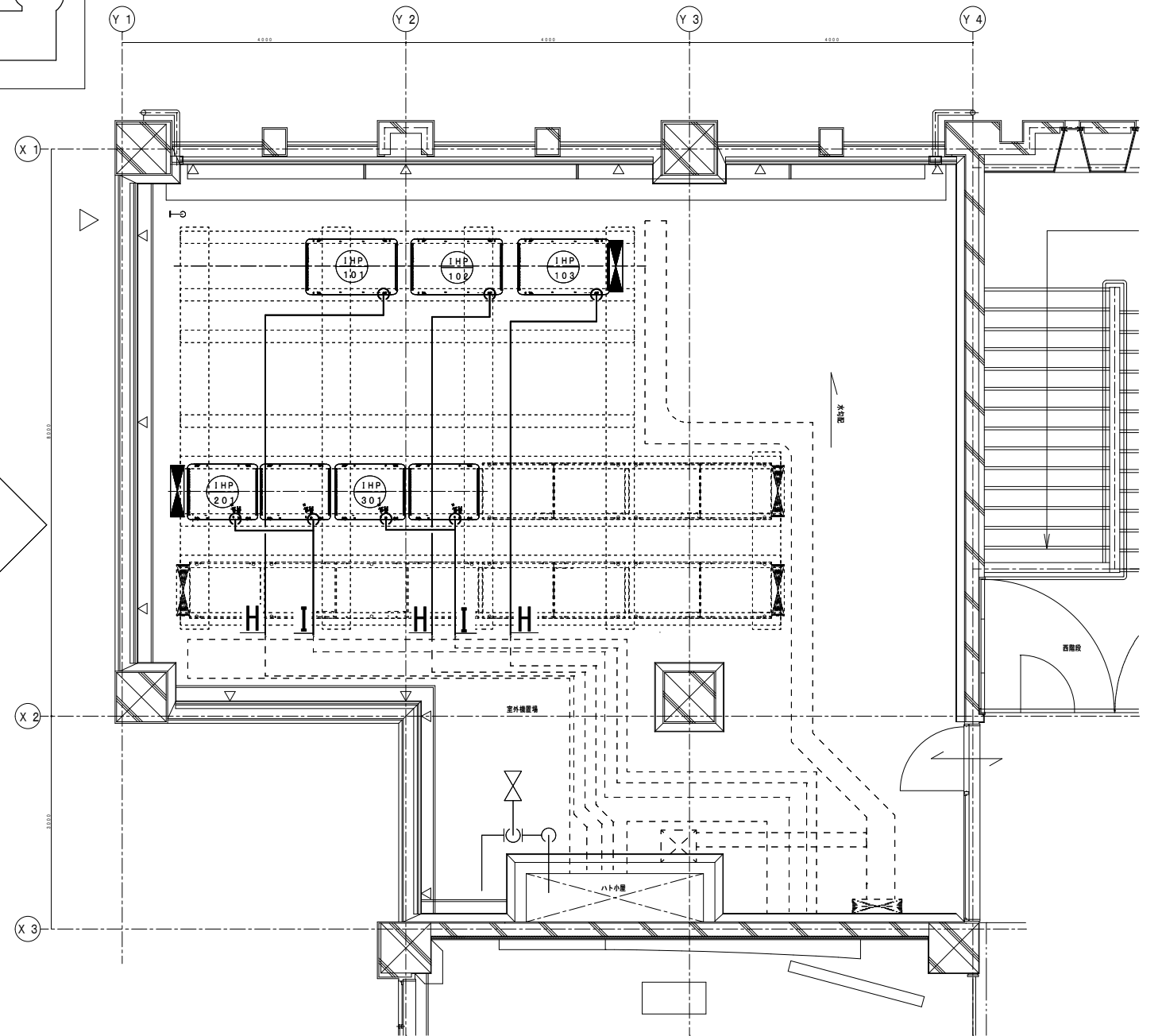
3階 空調設備 平面図

3F キープラン



室外機置場平面詳細図(更新前)

- ・水蓄熱空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン室外機撤去(防振架台共)
- ・フロン回収処分
- ・水蓄熱ユニット撤去(防振架台共)
- ・給水/排水プラグ止め
- ・冷媒配管撤去
- ・屋外配管ラッキング撤去



室外機置場平面詳細図(更新後)

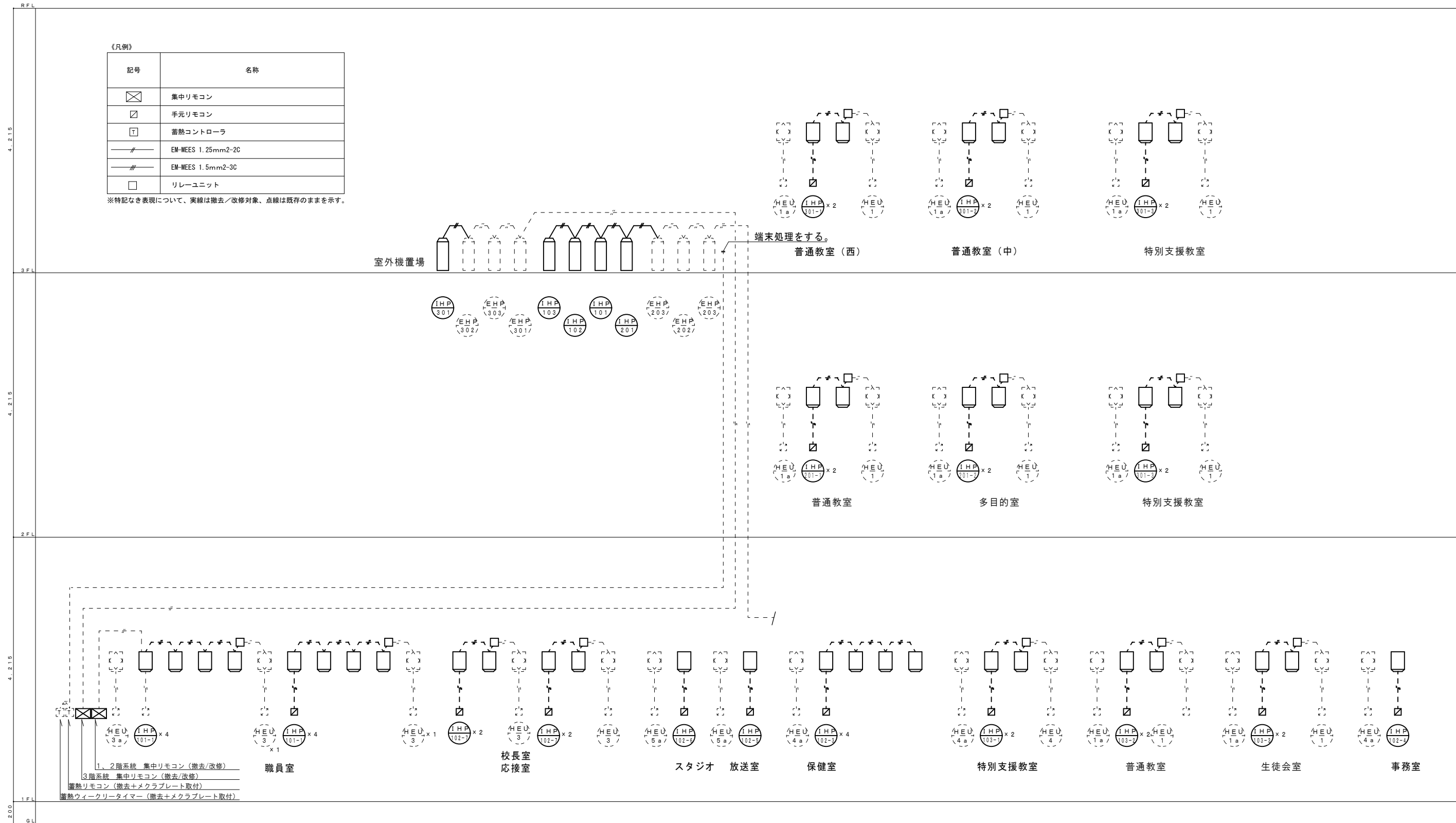
- ・空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン室外機設置(防振架台共)
- ・冷媒配管新設
- ・屋外配管ラッキング処理

設計 R7.09		竣工 R8.		工事名 令和8年度 川島中学校 空調設備改修工事 図面名 空調設備 室外機置場平面図詳細図	図面番号 M-07 縮尺 1/60 (A2:100%)	MINIMAL DESIGN ミニマルデザイン一級建築士事務所 一級 徳島県知事登録 第11064号 〒776-0004 徳島県吉野郡川島町中島265-1 一級建築士 第387008号 佐藤 健太郎
----------	--	--------	--	---	-----------------------------------	--

《凡例》

記号	名称
☒	集中リモコン
☑	手元リモコン
□	蓄熱コントローラ
—	EM-MEES 1.25mm2-2C
—	EM-MEES 1.5mm2-3C
□	リレーユニット

※特記なき表現について、実線は撤去/改修対象、点線は既存のままを示す。



《注記》

1. 室内分制御配線は冷暖配管共巻きである

工事名 令和8年度 川島中学校
空調設備改修工事

図面番号 M-08
縮尺 1/-
(A2:100%)

MINIARU DESIGN

ミニマルデザイン一級建築士事務所
一級 徳島県知事登録 第11064号
〒776-0004徳島県吉野川市鴨島町中島205-1
一級建築士 第387008号 佐藤 健太郎

設計 R7.09

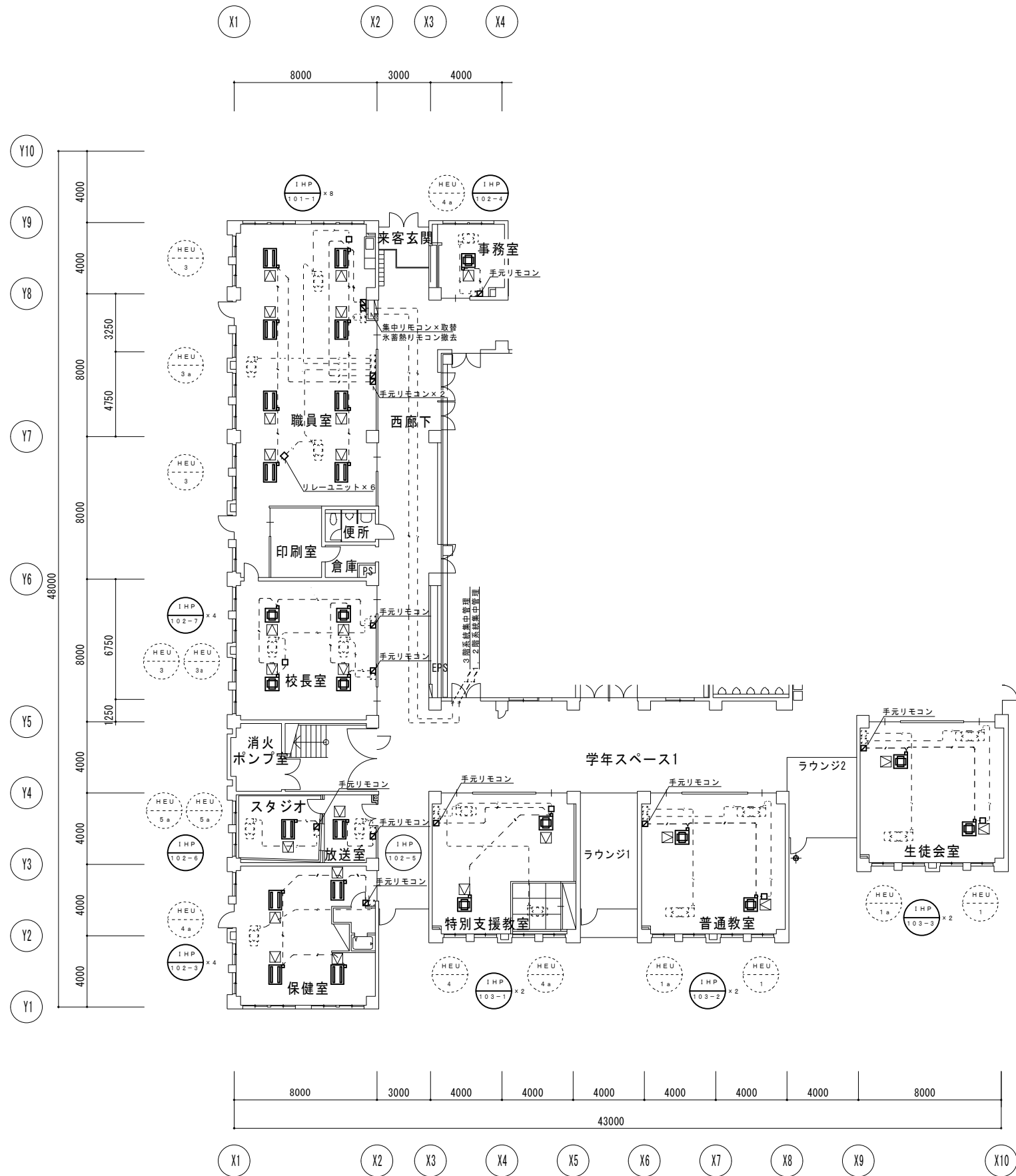
竣工 R8.

図面名 空調制御設備 系統図

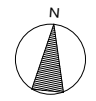
【凡例】

記号	名称
⊗	集中リモコン
⊠	手元リモコン
□	蓄熱コントローラ
—	EM-MEES 1.25mm2-2C
—	EM-MEES 1.5mm2-3C
□	リレーユニット

※特記なき表現について、実線は撤去/改修対象、点線は既存のままを示す。



1階空調制御平面図



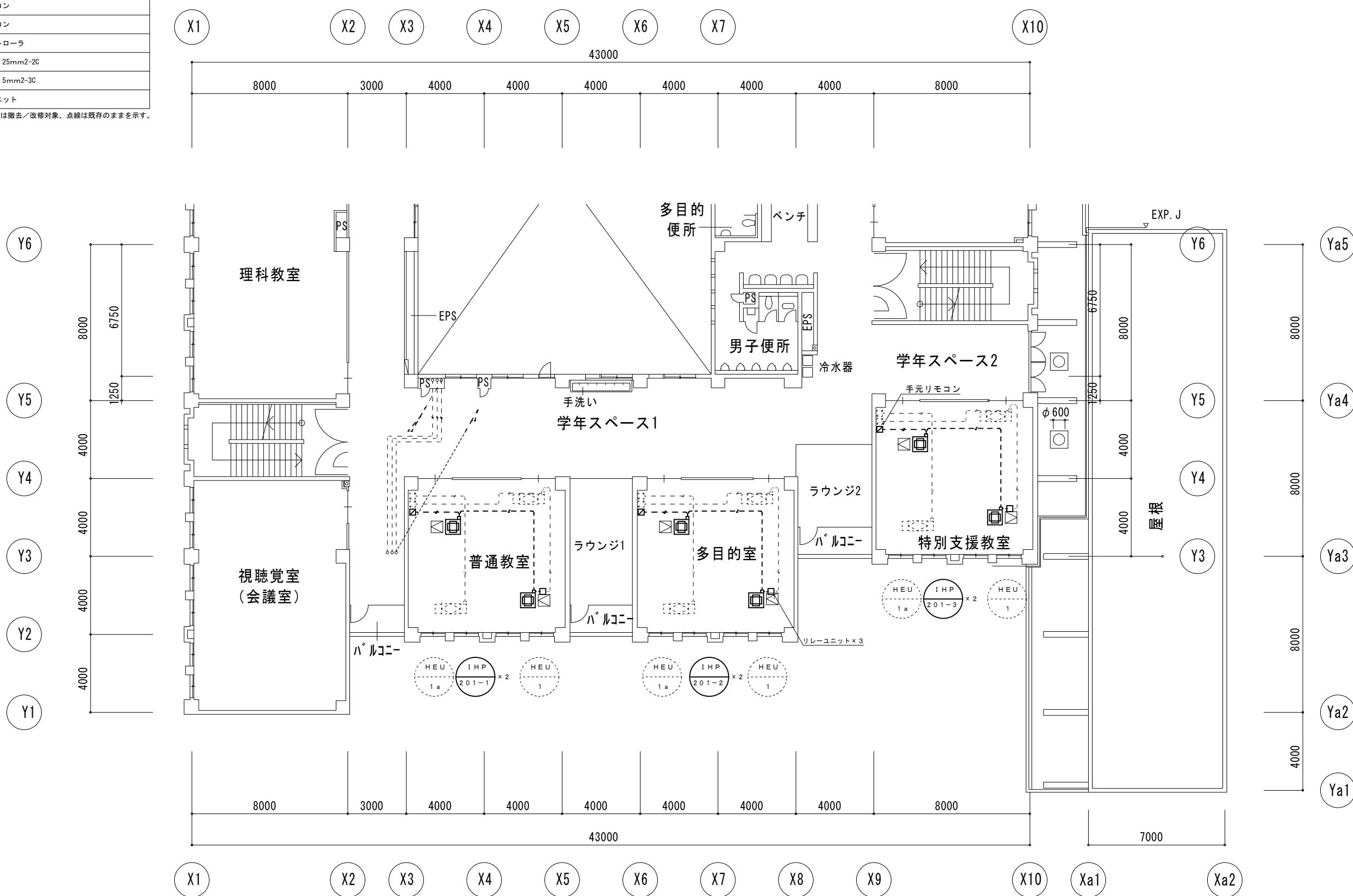
工事名	令和8年度 川島中学校 空調設備改修工事	図面番号	M-09
設計	R7.09	竣工	R8.
図面名	空調制御設備 1階平面図	縮尺	1/200 (A2:100%)

MINIMAL DESIGN
 ミニマルデザイン一級建築士事務所
 一級 徳島県知事登録 第11064号
 〒776-0004徳島県吉野川市鴨島町中島265-1
 一級建築士 第387008号 佐藤 健太郎

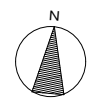
【凡例】

記号	名称
⊗	集中リモコン
⊠	手元リモコン
□	蓄熱コントローラ
—	EM-MEES 1.25mm2-2C
—	EM-MEES 1.5mm2-3C
□	リレーユニット

※特記なき表現について、実線は撤去/改修対象、点線は既存のままを示す。



2階空調制御 平面図



工事名 令和8年度 川島中学校
空調設備改修工事
図面番号 M-10
縮尺 1/150
(A2:100%)

MINIMAL DESIGN
ミニマルデザイン一級建築士事務所
一級 徳島県知事登録 第11064号
〒776-0004徳島県吉野川市鴨島町中島265-1
一級建築士 第387008号 佐藤 健太郎

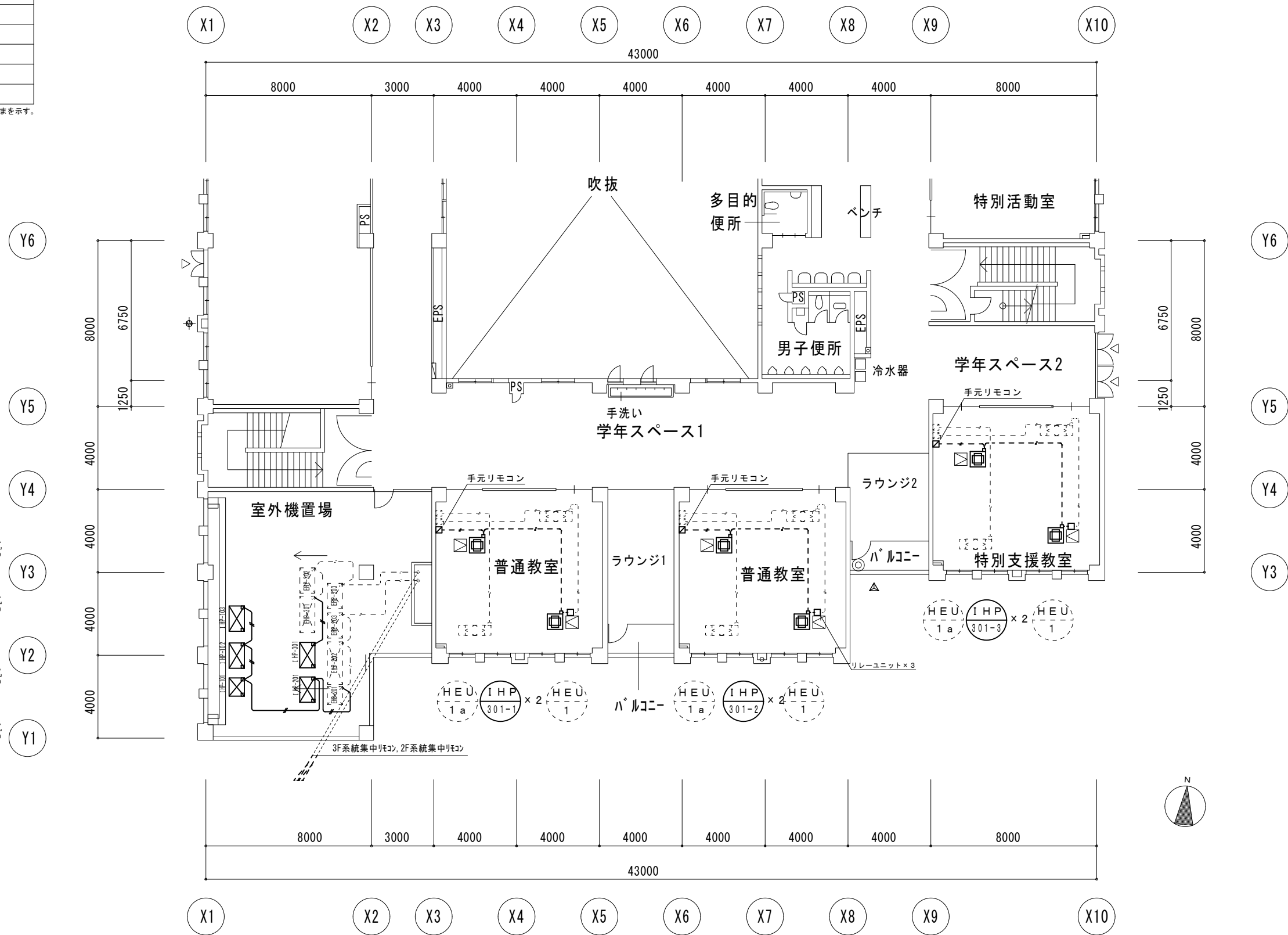
設計 R7.09 竣工 R8.

図面名 空調制御設備 2階平面図

【凡例】

記号	名称
⊗	集中リモコン
⊠	手元リモコン
□	蓄熱コントローラ
—	EM-MEES 1.25mm2-2C
—	EM-MEES 1.5mm2-3C
□	リレーユニット

※特記なき表現については、実線は撤去/改修対象、点線は既存のままを示す。



3階 空調制御 平面図

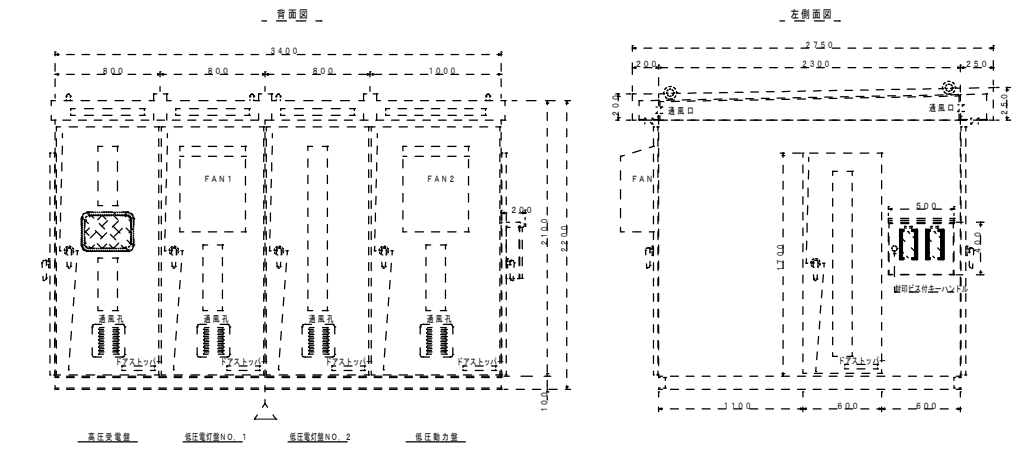
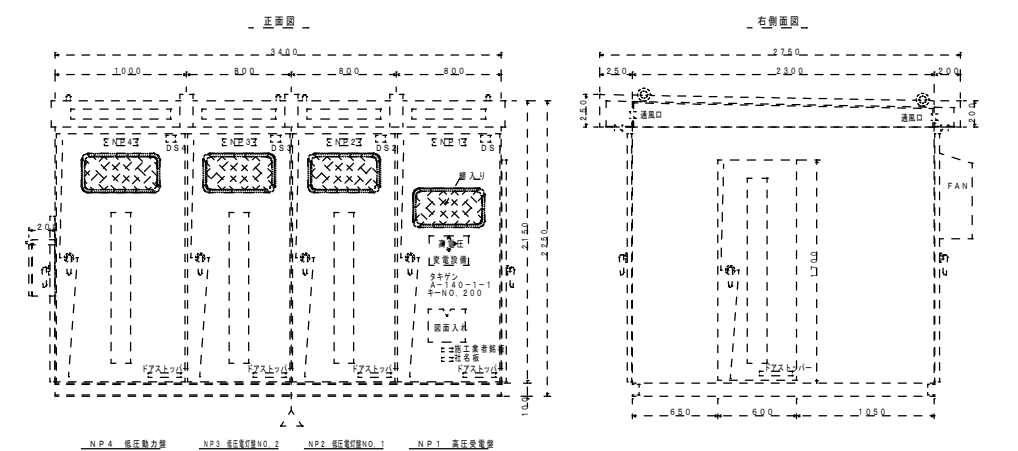
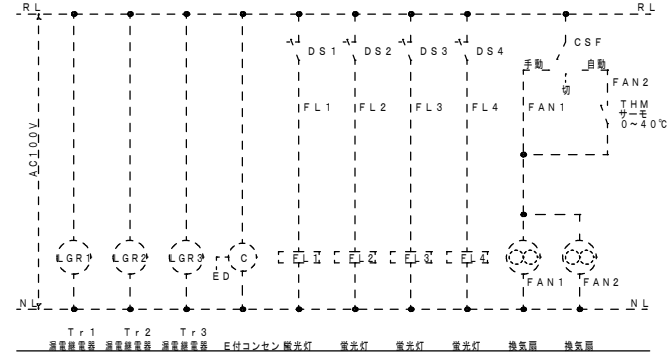
工事名	令和8年度 川島中学校 空調設備改修工事
設計	R7.09
竣工	R8.
図面名	空調制御設備 3階平面図

図面番号	M-11
縮尺	1/150 (A2:100%)

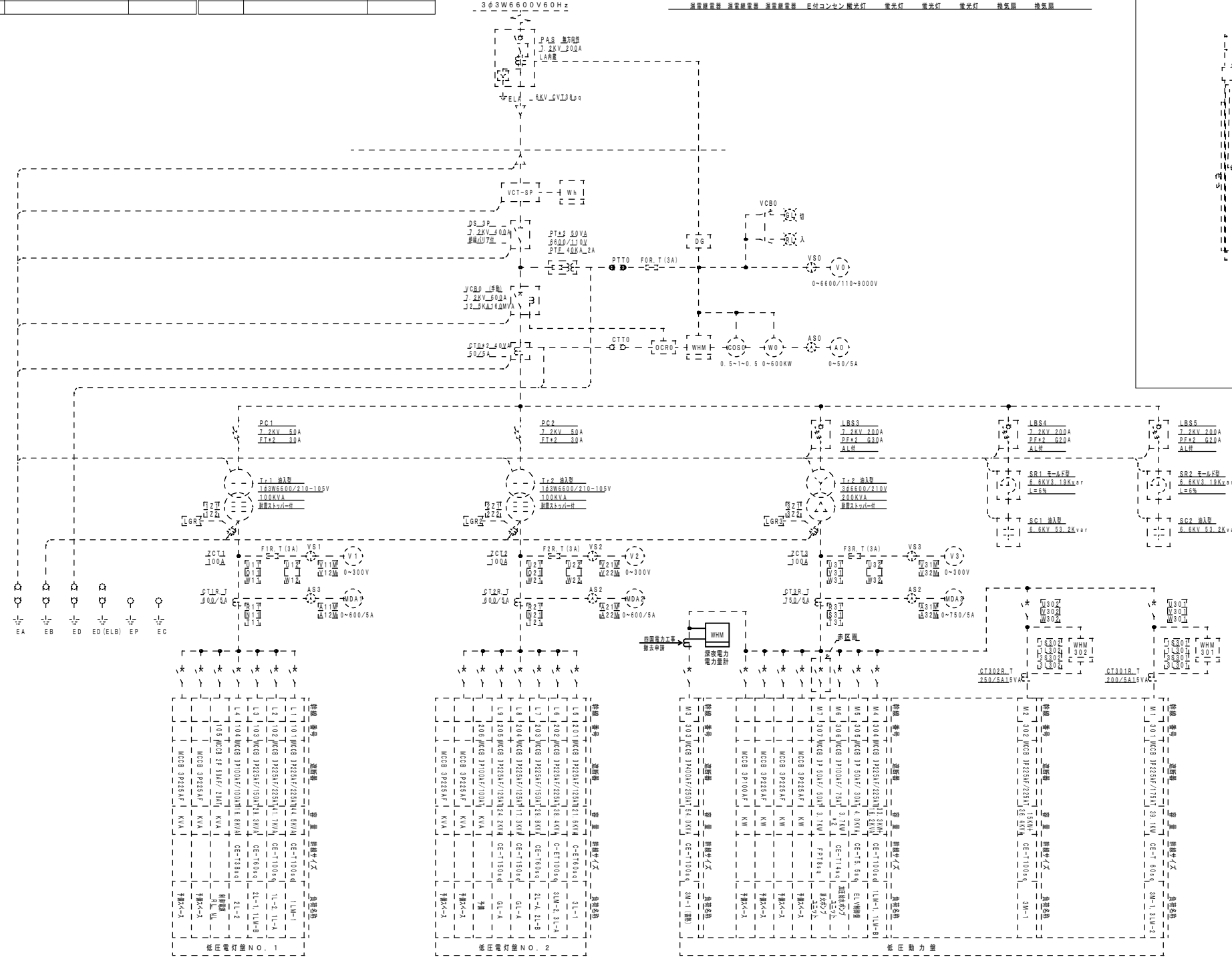
MINIMAL DESIGN
 ミニマルデザイン一級建築士事務所
 一級 徳島県知事登録 第11064号
 〒776-0004徳島県吉野川市鴨島町中島265-1
 一級建築士 第387008号 佐藤 健太郎

受変電設備単線結線図

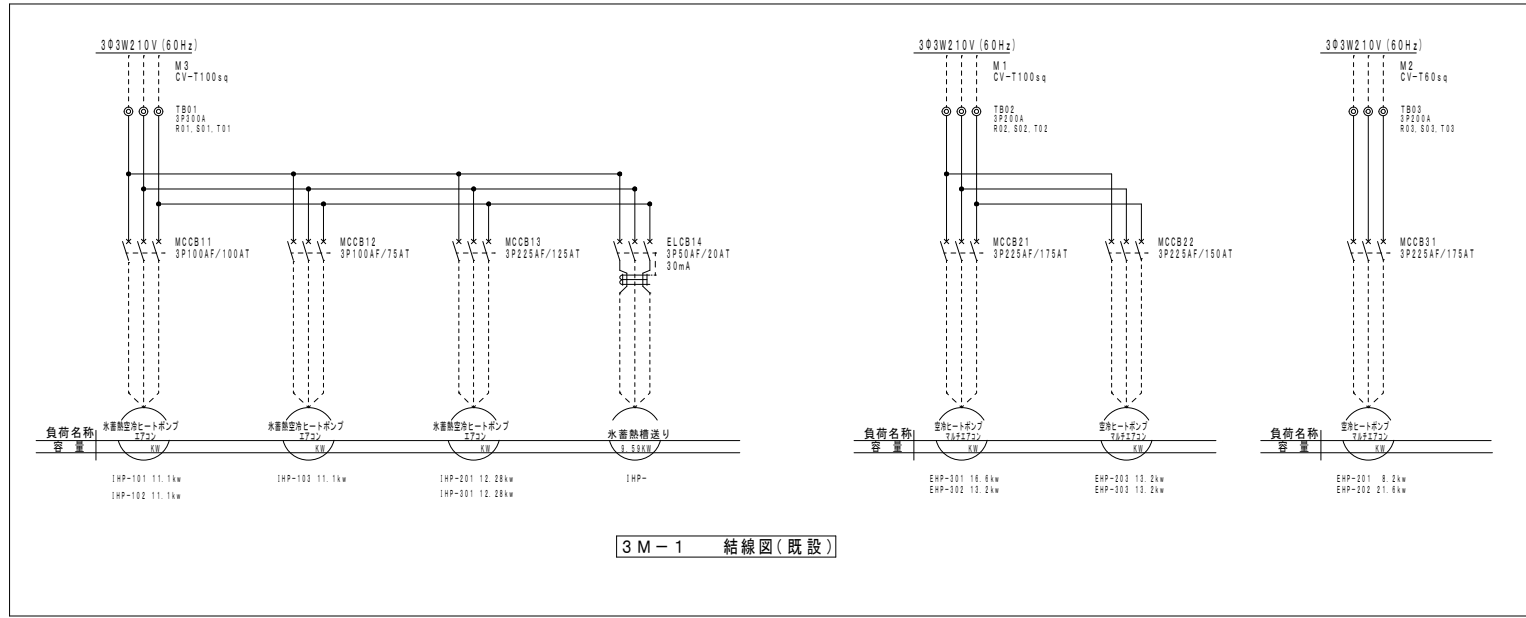
記号	名称	備考	凡例記号	名称	備考
DS	断路器 (手動)	バリヤー付	DS	過電流継電器	
PCT	取引用計器用変成器		W	電力計	
VCB	真空遮断器 (低サージ型)		CS	力率計	
TR	変圧器		A	交流電流計	
PT	計器用変圧器		DA	交流デマンド電流計	
CT	計器用変流器		V	交流電圧計	
ZCT	零相変流器		CSW	電流計切換スイッチ	
ZPD	零相電圧器		CSV	電圧計切換スイッチ	
LA	避雷器				
VCS	真空開閉器				
MCB	配線用遮断器				
SC	進相コンデンサー				
SR	直列リアクトル				
LBS	高圧負荷開閉器				



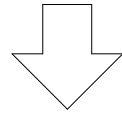
キュービクル姿図



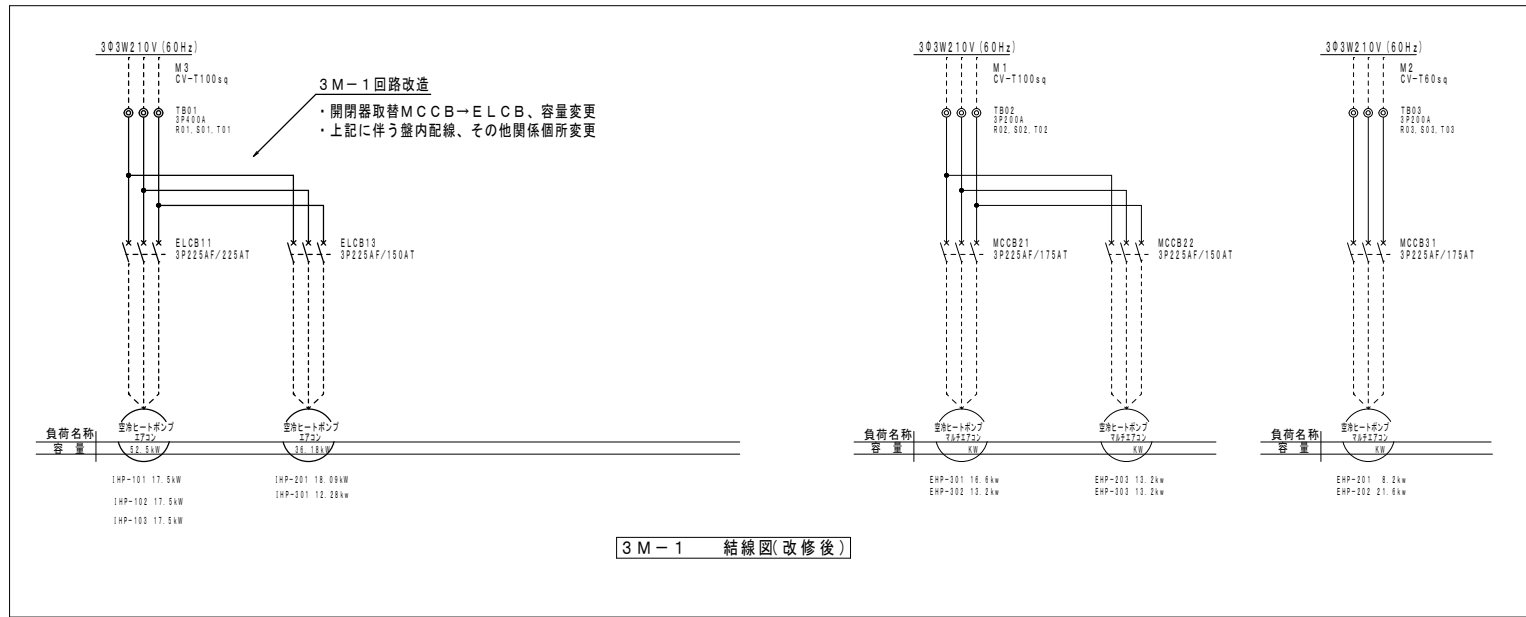
仕様等 (建築当初分)	
1.	屋外型キュービクルとする。
2.	VCBは手動ばね式とする。
3.	LBSは欠相遮断方式とし、トリップ接点を取り出すこと。壁面にO.L・プザー取付のこと。
4.	変圧器は、油入自冷型 (低損失型) とし、防振ゴム (耐震ストッパー付) とする。
5.	SCは油入式とする。
6.	高圧充電部には保護用透明アクリルパネルを取り付けること。
7.	配線の接続箇所などにサーモテープ貼付のこと。
8.	変圧器高圧側接続部には、絶縁カバーを取り付ける事。
9.	変圧器壁には、換気扇取付 (温度スイッチ) 取付とする。
10.	扉部には、照明を取付ける。(リミットスイッチにて点灯)
11.	低圧配電盤ブレーカーには、行先表示のアクリルエッチング板を表面、裏面にそれぞれ取り付ける事。 また、二次側ケーブル締め付け後は、可動部と固定部に印をつける事。
12.	チャンネルベースは溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
13.	キュービクル用コンクリート基礎は建築工事とする。
14.	機器姿図寸法は、参考とする。
15.	予備品及び付属品は下記とする。
各種ランプ	種類毎に実装数の20%
ヒューズ	種類毎に実装数の20% (ただし限流ヒューズは実装数)
計器用変成器の試験用端子の試験プラグ	1組
フック棒 (大、小)	各1本



3M-1 結線図(既設)

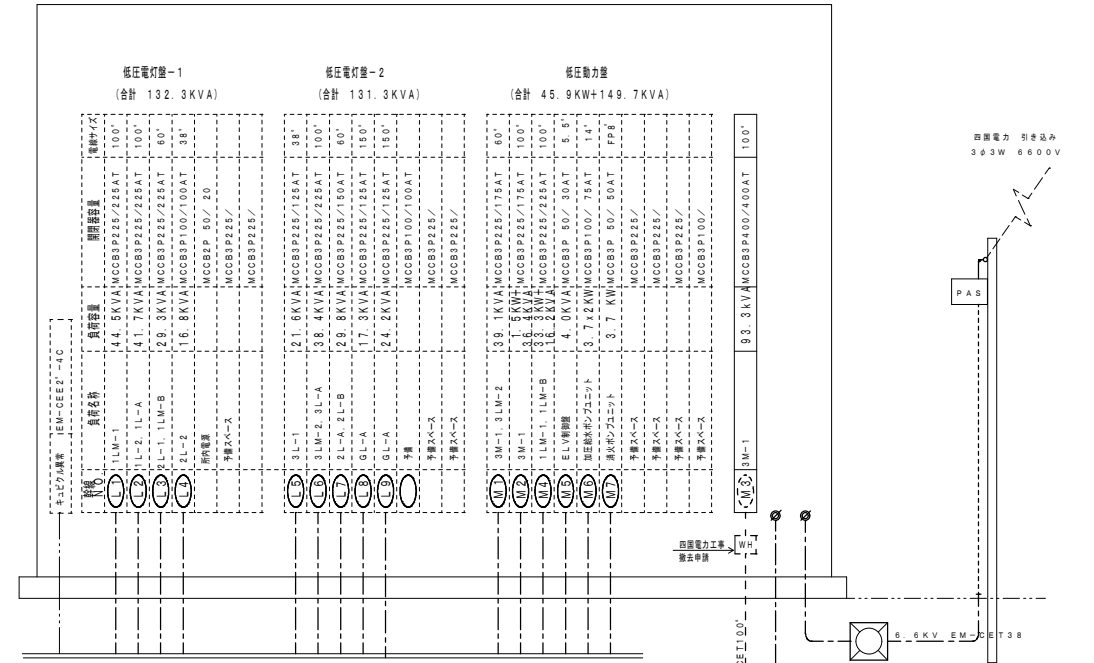


改修後 分電盤結線図



3M-1 結線図(改修後)

キュービクル



凡例

シンボル	適用
---	既設幹線ケーブル
—	新設幹線ケーブル

